

令和元年度  
事業報告書

人間を救うのは、人間だ。

— Our world. Your move. —

日本赤十字社 長崎県支部

## 赤十字基本原則

(1965年ウイーン第20回赤十字国際会議決議)

人道

赤十字は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えるという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的および国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字はすべての国民間の相互理解、友情、協力および堅固な平和を助長する。

## 公 平

赤十字は国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中 立

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字は戦闘行為の時、いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

## 独立

赤十字は独立である。各国赤十字社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律にしたがうが、つねに赤十字の諸原則にしたがって行動できるようその自主性を保たなければならない。

## 奉仕

赤十字は利益を求めるない奉仕的救護組織である。

三一

いかなる国にもただ一つの赤十字社しかありえない。赤十字社はすべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

## 世界性

赤十字は世界的機関であり、そのなかにおいてすべての赤十字社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

## 目 次

ごあいさつ	日本赤十字社長崎県支部長 中村法道
1 会員増強運動	
(1) 社旨の普及と会員増強	1
(2) 活動資金の募集	3
2 災害救護	
概要	5
(1) 災害救護活動 8月豪雨災害	5
(2) 医療救護班の編成	5
(3) 災害救護訓練	6
(4) 被災者救護活動	8
(5) 臨時救護	10
(6) 看護師の養成	10
(7) 救護装備・救援物資の整備状況	10
3 救急法・健康生活支援等の講習会	
(1) 救急法	13
(2) 健康生活支援講習	14
(3) 幼児安全法	16
(4) 水上安全法	17
4 社会活動	
(1) 赤十字奉仕団	18
(2) 青少年赤十字	21
5 国際活動	
(1) 第37回海外たすけあい募金	25
(2) 国際救援	26
(3) 開発協力	26
(4) 国際交流	27
6 医療事業	
日本赤十字社長崎原爆病院	
(1) 病院の沿革	28
(2) 新病院の建設	28
(3) 地域医療ニーズへの対応	29
(4) 患者慰問	31
(5) 訪問看護の実績	31
(6) 国際協力	32
日本赤十字社長崎原爆諫早病院	
(1) 病院の沿革	33
(2) 地域医療ニーズへの対応	33
(3) 患者慰問	35
7 血液事業	
概要	36
(1) 献血登録制度	37
(2) 血液の検査通知	37
(3) 市町別献血状況	38
(4) 献血者の状況	39
(5) 献血登録者数	40
(6) 製剤別供給実績	41
(7) 特殊製剤国内自給向上対策事業	41
(8) 血液センターイベント	42
8 むすび	
(1) 国内活動	44
(2) 国際活動	46
(3) 評議員会及び監査報告等	47
(4) 令和元年度支部受付義援金・救援金受入状況	48
(5) 令和元年度一般会計並びに特別会計決算状況	
◎長崎県支部一般会計	49
◎長崎原爆病院医療施設特別会計	51
◎長崎原爆諫早病院医療施設特別会計	52
9 赤十字のはじまりと現況	53
10 日本赤十字社の概況	56
11 日本赤十字社長崎県支部の概況	60
12 日本赤十字社のしおり	69



## ごあいさつ

日本赤十字社長崎県支部

支 部 長 中 村 法 道

県民の皆様には、日頃から赤十字の事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

日本赤十字社が、災害救護をはじめとする各種の事業を実施できますのは、会員並びに様々な活動を展開いただいておりますボランティアをはじめ、多くの皆様のお力添えの賜物であり、心から感謝を申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受け、県民の皆様並びに事業者の皆様には感染症対策に取り組んでいただき、医療従事者をはじめ多くの関係者の皆様には最前線で懸命にご尽力いただいていることに、深く感謝を申し上げます。今後も、皆様のご協力を仰ぎながら、感染拡大の防止に努めてまいります。

さて、東日本大震災から9年、熊本地震から4年が経過いたしました。この間、当支部をはじめ、日本赤十字社は全社を挙げて発災直後の救護活動や、その後の被災者支援等に取り組んでまいりました。被災地の復興は、まだまだ道半ばであり、今後とも県民の皆様には、被災された方々へ思いを寄せていただくことが大切であると考えております。

令和元年8月には九州北部地方を中心に記録的な大雨となり、佐賀県では甚大な被害が発生しました。本県では九州八県赤十字大会を開催することとしていましたが、日赤の使命として災害救護を最優先にし、止む無く中止することとし、当支部から、佐賀県武雄市や杵島郡大町町へ医療救護班を派遣したところであります。

東日本大震災や熊本地震、令和元年に発生した九州北部豪雨、台風15号、19号等での災害被災者に対しましては、多くの県民の皆様から温かい義援金のご協力をいただきました。改めまして厚くお礼を申し上げます。

災害救護は、日本赤十字社に課せられた大きな使命であり、災害対策基本法などに基づいて、指定公共機関としての業務を担うこととなっております。このような中、当支部は令和2年3月に魚の町から茂里町に新築移転し、長崎原爆病院と同じ建物で業務を開始いたしました。今後の災害発生時には、救護班の派遣等が、迅速かつ一体的に対応可能であると考えており、防災訓練や研修会等を通して、万全な災害救護体制を構築してまいります。

さて、わが国では少子高齢社会が進み、医療、保健、福祉などの面で新たな対応が求められております。このため、当支部におきましても、救急法、健康生活支援等の講習普及に一層力を注ぐとともに、青少年赤十字の育成や赤十字奉仕団の支援を行っているところであります。

医療事業につきましては、被爆者医療の充実、救護班の育成、国際活動への協力など赤十字病院としての使命を果たしてまいります。

長崎原爆病院におきましては、平成25年度末にP E T – C T を導入し、地域がん診療連携拠点病院として、診療体制の充実強化を図っております。また、平成30年5月に15階建ての新本館が完成し、令和2年3月に管理棟、健診部と日赤長崎県支部の4階建てが完成しました。平成31年1月には地域医療支援病院、令和2年3月には地域災害拠点病院に指定されており、被爆者をはじめ患者の皆様へのより良い医療の提供や地域医療の充実に向け、これまで以上に努めてまいります。

長崎原爆諫早病院におきましては、県央・県南地域の被爆者や地域住民の方々へ適切な医療を提供するとともに、二次救急輪番病院及び結核措置入院施設として、地域医療の向上に努めているところであります。平成28年から訪問介護ステーションを開設し、在宅患者の皆様への支援を開始しました。さらには、平成28年から入院病床を再編し、一般病床51床、地域包括病床52床、結核病床20床、人間ドック8床とし、自院のみならず近隣の急性期病院からの患者の受入れも積極的に推進しています。

今後も、地域医療や医療水準の向上に努め、病院機能の更なる充実に力を入れてまいります。

血液事業につきましては、平成24年から運営体制が都道府県単位からブロック単位へ変更され、安全な血液を安定的に供給するための体制を整えたところであります。また、より安心な血液製剤の供給を行うため、平成29年から、業者委託配送から長崎県全域への直接配送へと体制を変更いたしました。これからも少子高齢化による献血者の減少等に対応するため、採血業務のさらなる効率化と確保体制の強化を図ってまいります。

これからも新たな視点に立って、県民の皆様のニーズに合った赤十字であるよう努力してまいりますので、引き続きご支援、ご協力をよろしくお願ひいたします。

令和2年6月

# 1. 会員増強運動

## (1) 社旨の普及と会員増強

日本赤十字社は、「日本赤十字社法に基づく、会員をもって組織する認可法人」であります。従つて日本赤十字社の財源は、会員が納付する活動資金及び一般からの寄付金によって賄われています。

### ア 赤十字会員増強運動

赤十字を支える中核をなすものは会員であり、会員の増強こそが赤十字活動の根幹をなすものであります。

明治10年5月1日、日本赤十字社が創立された月にちなんで、毎年5月を「赤十字会員増強月間」として運動を展開し、県下各市町にポスター・パンフレットを配布し、また、懸垂幕を掲げるなど県民に対する啓発に努めています。

善意の日本赤十字社会員を増強するにあたっては、多くの人が会員になって永続的に赤十字事業を支えられるよう「一世帯に一人以上は赤十字会員になりましょう」という標語を掲げて、努力を続けております。

この運動を推進するため、次のことを柱にして会員増強を呼びかけております。

(ア) 地区（市及び郡）及び分区（町）にあっては、理事、代議員、評議員並びに赤十字奉仕団等の協力を得て、町内会、自治会、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等を通じた、社旨の普及と会員加入の勧奨

(イ) 一世帯に一人以上の会員（年額2,000円以上の会費を納めて、赤十字を支える人）の確保

(ウ) 特別会員（20,000円以上の会費納入）への加入勧奨

(エ) 全国赤十字大会及び九州八県赤十字大会を通じ、有功章会員の勧奨

### イ 全国赤十字大会

令和元年5月22日（水）、東京の明治神宮会館において、初めての単独公務となる名誉総裁皇后陛下並びに各名誉副総裁妃殿下をお迎えして、全国赤十字大会が開催され、本県からは支部、地区・分区及び日赤関係者等14名が参加しました。

### ウ 九州八県赤十字大会

令和元年8月30日（金）、長崎ブリックホールにて開催予定でした同大会の開催を「令和元年8月豪雨災害」への救援対応により中止しました。

この災害でお亡くなりになった方、またはそのご家族様へ謹んで深い哀悼の意を表します。

## 令和元年度 赤十字有功章、感謝状受章（彰）者（敬称略）

### 金色有功章 (活動資金 50万円以上)

13名 25社

### 銀色有功章 (活動資金 20万円以上)

29名 20社

(有) マリントック工業	(株) 実光測量設計
医療法人初誠会はつみ歯科医院 理事長 村岡初美	(有) 長崎レンタリース
森山小児科内科医院	(株) 山田石油
(株) 西部工建	

### 感謝状 (金色有功章受章後さらに50万円以上)

10名 10社

古	河	隆	二
森		秀	樹
山	口	周	一
森	下	傳	太郎
山	口	克	則
久	保	紘	遠
大	石	ヒ	サ
古	賀	英	子
山	口	ミユ	キ
松	尾	晶	子
妙	法	寒	行
(株)	長崎	新	団
(株)	エ	聞	社
(株)	親	レ	ナ
常		和	建
長	在		寺
崎	放	送	(株)
長	県	護	連
崎	看	連	盟
長	十	銀	行
崎	八		
公益社団法人長崎県看護協会			
(株) カステラ本家福砂屋			

## (2) 活動資金の募集

令和元年度は、災害に備えての救護装備の充実と救援物資の備蓄、また、救急法、水上安全法、健康生活支援、幼児安全法等の講習普及、奉仕団、青少年赤十字の育成、救護看護師の委託養成や長崎原爆病院・長崎原爆諫早病院の運営、血液センターによる血液事業の推進、東日本大震災等の義援金募集や、紛争その他自然災害発生地域の国々に対する海外たすけあい募金広報などに要する経費財源に充てるため、活動資金募集の目標額を定めました。

各地区・分区、福祉事務所関係者及び社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自治会、町内会、奉仕団関係者の方々の積極的なご協力をいただきました。

## 令和元年度 地区・分区別活動資金状況

(令和2年3月31日現在)

市 地 区 名	目 標 額 (円)	実 績 額 (円)	達 成 率 (%)
長崎市	53,277,000	23,913,047	44.88%
佐世保市	31,278,000	22,370,125	71.52%
島原市	5,487,000	4,855,940	88.50%
諫早市	17,095,000	17,307,800	101.24%
大村市	11,875,000	9,339,861	78.65%
平戸市	3,740,000	4,265,615	114.05%
松浦市	2,720,000	2,201,706	80.95%
対馬市	3,642,000	2,886,000	79.24%
壱岐市	3,026,000	3,418,387	112.97%
五島市	4,772,000	3,262,405	68.37%
西海市	3,538,000	3,390,583	95.83%
雲仙市	4,927,000	5,055,620	102.61%
南島原市	5,337,000	5,071,044	95.02%

郡地区・分区名	目 標 額 (円)	実 績 額 (円)	達 成 率 (%)	
西彼杵	9,367,000	4,977,659	53.14%	
	長与町	5,546,000	3,143,862	56.69%
	時津町	3,821,000	1,833,797	47.99%
東彼杵	4,301,000	4,367,183	101.54%	
	東彼杵町	904,000	1,171,196	129.56%
	川棚町	1,710,000	1,680,888	98.30%
	波佐見町	1,687,000	1,515,099	89.81%
北松浦	2,095,000	1,943,156	92.75%	
	小值賀町	339,000	496,780	146.54%
	佐々町	1,756,000	1,446,376	82.37%
上五島	2,523,000	2,875,500	113.97%	
	新上五島町	2,523,000	2,875,500	113.97%

市 地 区 計	150,714,000	107,338,133	71.22%
郡 地 区 計	18,286,000	14,163,498	77.46%
支 部 扱 い	21,000,000	34,010,499	161.95%
県 計	190,000,000	155,512,130	81.85%

## 2. 災 害 救 護

### 概 要

災害救護は、赤十字社に課せられた大きな使命であり、最も重要な任務であって、日本赤十字社法及び災害救助法並びに災害対策基本法にその協力が義務付けられています。

県支部は、災害時の医療救護、義援金等の募集はもとより、日常の火災や風水害等による住宅の全焼・全壊・流失などによって被災した人々にも援護を行っています。

これに備えて、救援物資の備蓄、救護用資機材の整備、救護班の訓練等、常に万全の救護体制を整えています。

#### (1) 災害救護活動 8月豪雨災害

令和元年8月に九州北部の広範囲で発生した豪雨災害では、特に被害が甚大であった佐賀県では九州ブロックの日本赤十字社各県支部は、即座に災害対策本部を設置して医療救護や避難所支援等の活動を行いました。

本県支部でも発災直後から情報収集や九州各県支部と連絡調整を行い、長崎原爆病院から1個班の救護班を佐賀県に派遣しました。

以後も九州各県から計画的に救護班を派遣する等、被災地域の継続的な支援活動等に従事しました。

#### (2) 医療救護班の編成

災害が発生すると、医療救護班はいち早く被災地に出動し、傷病その他被害を受けた人々の救護を行うことが、赤十字社の使命であり職員の任務です。

救護にあたっては、迅速かつ有効適切な活動が要求されます。そのためには、日本赤十字社救護規則に定める常備救護班を編成し、常時訓練をして有事即応の体制を整えておかなければなりません。

県支部では、より専門的な技術を活用した救護活動を展開できるよう常備救護班の体制を見直し、平成29年度から薬剤師を常時編成し、長崎原爆病院に5個班、長崎原爆諫早病院に2個班、また、長崎県赤十字血液センターには救護班支援要員を編成し有事に備えています。

また、本県において平成21年3月に災害派遣医療チーム「長崎DMAT」が発足し、現在、長崎県支部の連絡調整員1名、長崎原爆病院の医師2名、看護師5名、連絡調整員2名を長崎DMAT隊員に登録しています。

##### 〈医療チーム編成状況〉

区 分	職 種	医 師	看護師長	看護師	薬剤師	主 事	放射線技師	合 計
常 備 救 護 班 ( 7 個 班 )	7人	7人	14人	7人	14人	—	—	49人
救 護 班 支 援 要 員	—	—	6人	—	4人	—	—	10人
※1 DMAT	2人	—	5人	—	3人	—	—	10人
※2 原子力災害スクリーニングチーム (2チーム)	2人	—	4人	—	2人	2人	—	10人

※1 DMAT：災害の急性期（発災後、概ね48時間以内）に活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の略称

※2 原子力災害スクリーニングチーム：原子力災害や放射能汚染事故等の際に、身体表面に付着している放射性物質の有無を検査し、医学的検査や医療処置を実施する派遣医療チーム

### ＜その他＞

区分	職種	医師	看護師	他医療職 (技師等)	事務職	合計
原子力災害医療アドバイザー	1人	—	1人	—	2人	
災害医療コーディネートチーム	(コーディネーター) 2人	2人	(コーディネートスタッフ) 1人	4人	9人	

### (3) 災害救護訓練

各種災害に鑑み、最も効果的な救護活動を実践するためには、平時から救護班要員に対する教育訓練を行い、その資質の向上と災害救護体制の強化を図ることが肝要です。

特に行動の基礎となる明確な号令と集団行動するための厳正な規律と強固な連帯感を養い、救護班の各種行動を敏速かつ確実なものにするためには日頃の訓練が必要です。

県支部では、独自の研修会を開催し、また、県総合防災訓練等に積極的に参加し救護技術の向上に努めています。

#### ア 日本赤十字社長崎県支部 常備救護班要員基礎研修会

令和元年6月8日(土)～9日(日)、長崎赤十字会館にて、当支部及び管下施設職員の計76名が参加して、災害救護についての研修会を実施しました。

この研修会は、常備救護班要員及び来年度常備救護班要員登録予定者を対象とし、本年度も無線奉仕団と隊友会佐世保奉仕団の協力を得ながら、災害時に必要な救護業務の知識や技術、また、無線機器を使った情報伝達方法等を習得することを目的に実施しました。

#### イ 日本赤十字社長崎県支部 常備救護班要員中級研修会

令和元年11月3日(日)～4日(月・祝)、長崎赤十字会館にて、当支部及び管下施設職員の計59名が参加して、常備救護班要員中級研修会を開催しました。

この研修会は、大規模災害を想定した実働訓練を通して、状況に応じた救護要員の洞察力と判断力を身につけること、医療技術の手技向上を目的に実施しました。

#### ウ 日本赤十字社長崎県支部 こころのケア研修会

令和2年1月18日(土)、長崎原爆病院にて、当支部及び管下施設職員の計45名が参加して、こころのケア研修会を開催しました。

この研修会は、災害時に被災者に対して心理的支援「こころのケア」を実施するとともに、救護員自身が被るストレス(燃え尽き症候群等)への対処方法を習得することを目的に実施しました。

#### エ 全国赤十字救護班研修会

令和元年7月14日(日)～16日(火)は日赤本社にて、また、令和元年8月24日(土)～26日(月)は日赤大阪府支部にて、受講者として管下施設職員計3名及び指導スタッフとして当支部及び施設職員2名を派遣しました。

この研修会は、災害発生直後の急性期から長期にわたる救護活動に対応できる救護班要員の育成を目的として、日赤本社が実施しているものです。

#### オ 九州八県支部合同災害救護訓練

令和元年11月22日(金)～24日(日)、沖縄県那覇市の日赤沖縄県支部及び沖縄県立看護大学をはじめとした各施設にて、九州各県支部の救護班及び災害救護担当者が集結し、九州八県支部合同災害救護訓練を実施しました。

当支部からは、訓練スタッフとして計4名が参加し、九州各県及びアメリカ赤十字社からの参加者を合わせると総勢約200名規模の訓練となりました。

今回は防災関係機関との連携として、那覇市(関係課)、那覇市保健所、沖縄南部療育医療センターも参加して、救護所設置及び医療救護活動のほか被災地情報伝達演習を行いました。

#### **カ 日赤災害医療コーディネート研修会**

令和元年9月14日(土)～15日(日)、日赤本社にて、受講者として管下施設職員1名を派遣しました。

この研修会は、災害発生直後の急性期から長期にかけて、被災地の医療ニーズを把握し災害対策本部への効果的・効率的な医療救護活動に関する助言をするほか、都道府県や他の医療救護機関等との連携・調整を行うことを主たる任務とした要員(コーディネーター)の育成を目的として日赤本社が実施しているものです。

#### **キ こころのケア指導者養成研修会**

令和元年12月18日(水)～20日(金)、日本赤十字社幹部看護師研修センターにて、受講者として当支部職員1名を派遣しました。

この研修会は、こころのケアに関する活動を充実させ、普及指導体制を強化するために、こころのケア指導者を養成することを目的として日赤本社が実施しているものです。

#### **ク 日赤原子力災害対応基礎研修会**

令和2年1月24日(金)～25日(土)、佐賀県唐津市の唐津赤十字病院にて、受講者として当支部職員1名と管下施設職員6名及び、講師として管下施設職員2名を派遣しました。

救護班要員等が、放射線環境下での救護活動に安全かつ安心して従事できるように、放射線や原子力災害医療体制等にかかる基本的知識及び放射線防護資機材の使用方法を習得することを目的としています。

#### **ケ 自治体主催による総合防災訓練**

令和元年5月26日(日)、雲仙市国見町の多比良港埋立地において、長崎県総合防災訓練が行われ、当支部から救護班1個班、赤十字奉仕団等の計50名が参加しました。

豪雨による川の氾濫・水害、また、そのような中で大地震が発生したとの想定による大災害に対応できるよう、消防・警察・自衛隊等の各関係機関との連携、救護所設置、傷病者の応急処置のほか、非常食炊き出し、非常無線通信等の訓練を実施しました。

また、5月22日(火)に長崎市柿泊町の長崎市総合運動公園にて実施された長崎市総合防災訓練では計35名の赤十字関係者が参加し、5月12日(日)諫早市八天町の本名川河川敷にて実施された諫早市総合防災訓練では計55名、9月29日(日)陸上自衛隊大村駐屯地にて実施された大村市総合防災訓練では計25名、11月8日(金)長崎県庁および西海市役所にて実施された長崎県国民保護訓練では当支部職員1名が参加しました。

#### **コ 長崎空港航空機事故対処訓練**

令和元年7月24日(水)、大村市の長崎空港において、長崎空港緊急時対応計画協議会主催による航空機事故対処訓練が実施され、当支部から救護班1個班、支部職員2名の計9名が参加しました。

旅客機墜落事故による大災害に対応できるよう、消防・警察・自衛隊等の各関係機関との連携、救護所設置、多数傷病者の応急処置、広報搬送を確認しました。

#### **サ 九州・沖縄ブロックDMA T技能維持研修**

令和2年1月25日(土)～26日(日)の2日間、鹿児島市の鹿児島市立病院において、九州各県の災害拠点病院等のDMA T隊員の知識・技能の維持、資質向上を目的とした研修会が行われました。

DMA T資格を持つ当支部職員1名及び管下施設職員の医師1名・看護師3名・連絡調整員2名が参加しました。

## (4) 被災者救護活動

日常の災害や風水害による被災者（住家の全焼・全壊・流失・半焼・半壊等）に対しては、家族数に応じ、毛布や緊急セット・タオル等を直ちに見舞品として配布しています。

### ○配 分 基 準

#### 毛 布

区 分	基 準
配分基準	1 災害により住家が全焼・全壊・流失した世帯。 2 半壊・半焼・床上浸水であっても、長期間、寝具等が使用不能であることが予想される世帯。 3 避難所等に避難を要する世帯。
配 分 数	原則として被災者 1 人あたり 1 枚とする。 ただし、気候や被災状況に応じて必要な場合には、1 人に 2 枚配分しても差し支えない。

#### 緊急セット

区 分	基 準
配分基準	1 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊もしくは床上浸水した世帯。 2 避難所等に避難を要する世帯。
配 分 数	原則として、被災 1 世帯（4 人）あたり 1 個とする。

#### タオル・歯ブラシ・バスタオル・タオルケット・ブルーシート

区 分	基 準
配分基準	1 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊もしくは床上浸水した世帯。 2 避難所等に避難を要する世帯。
配 分 数	原則として被災者 1 人あたり、タオル、歯ブラシ、バスタオル、タオルケットそれぞれ 1 本とする。 ブルーシートについては 1 世帯 1 枚を基準とする。

## 火災・風水害等による県内被災者への救援物資配分状況

(令和2年3月31日現在)

地区・分区名		罹災世帯数		見舞い品								
		世帯(戸)	人員(人)	毛布	緊急セット	タオル	歯ブラシ	バスタオル	タオルケット	ブルーシート	安眠セット	
長崎市地区		27	48	49	19	39	0	36	23	5	0	
佐世保市地区		17	43	37	16	37	0	37	37	0	0	
島原市地区		2	4	2	0	2	0	2	2	0	0	
諫早市地区		3	10	10	3	10	10	10	10	1	0	
大村市地区		5	12	14	5	1	1	12	12	0	0	
平戸市地区		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松浦市地区		20	20	20	0	0	0	0	0	0	0	
対馬市地区		86	169	103	78	73	34	118	139	62	0	
壱岐市地区		1	8	0	0	0	0	2	2	0	0	
五島市地区		2	4	4	2	4	1	4	4	2	0	
西海市地区		3	11	11	1	11	11	11	11	3	0	
雲仙市地区		5	12	12	4	0	0	0	0	0	0	
南島原市地区		2	4	4	2	4	4	4	3	2	0	
西彼地区	長与町分区	1	3	4	1	4	4	4	4	2	0	
	時津町分区	4	7	6	3	0	0	3	1	0	0	
東彼杵地区	東彼杵町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川棚町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	波佐見町分区	1	4	4	1	4	0	4	4	1	0	
北松浦地区	小值賀町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	佐々町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上五島地区	新上五島町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		179	359	280	135	189	65	247	252	78	0	
内訳	火災	67	145	147	53	114	30	121	105	16	0	
	大雨	108	201	127	79	73	34	120	141	62	0	
	その他	4	13	6	3	2	1	6	6	0	0	

## (5) 臨時救護

県内の各地域で開催される公共的な集会や行事の際には事故、ケガ、急病人に備え主催者の要請に応じて長崎原爆病院または長崎原爆諫早病院から救護員を派遣しています。

各種公共的な催しに派遣した救護員の活動状況

(令和2年3月31日現在)

主 催	種 類	件 数	出動救護員	取扱患者数
県 市 町	ス ポ ーツ 行 事	2	3	27
	式・祭典行 事	0	0	0
各 種 団 体	ス ポ ーツ 行 事	4	10	12
	式・祭典行 事	6	25	26
合 計		12	38	65

## (6) 看護師の養成

日本赤十字社では、地域に根ざした医療活動のほか災害救護活動や国際赤十字のネットワークの中で活躍できる赤十字看護師の養成を行っています。

平成13年に開学された日本赤十字九州国際看護大学（福岡県宗像市）は、全国で唯一「国際」の名が付く赤十字の看護師養成学校で、世界で活躍できる看護師の養成に力を入れています。

当支部では、今年度も大学在学中である長崎県出身の学生7名（令和2年3月現在）へ奨学金を貸与しています。平成17年に第1回生が卒業し、延べ44名の看護師を養成しました。卒業後は長崎原爆病院及び長崎原爆諫早病院で活躍しています。



支部長へ卒業挨拶

## (7) 救護装備・救援物資の整備状況

指定事業社資により災害救護装備、救援物資備蓄、血液事業・医療事業の設備や機器整備を実施してきましたが、地域の災害救護に対応するため、また、災害時の被災者救援対策の充実と赤十字事業の推進を図るため、救護装備品・災害救援車等を年次計画により配備しています。

今年度は、災害救援車を各地区分区に4台、天幕（ワンタッチテント）を各地区に4張、配備しました。

配備数は次のとおりです。



各地区に配備した災害救援車

## 救護装備

### <支部>

- ・救護用品補充（医療資器材） (長崎原爆病院・長崎原爆諫早病院管理分)
- ・医療器材の保守点検 (長崎原爆病院・長崎原爆諫早病院管理分)
- ・上腕式自動血圧計 3台 (長崎原爆病院・長崎原爆諫早病院へ計3台)
- ・救護車両用スタッフレスタイヤ 4台分

### <地区・分区>

(令和2年3月31日現在)

地区別	災害救援車		非常食炊出し釜		天幕(ワンタッチテント)	
	元年度配備数	現有数	元年度配備数	現有数	元年度配備数	現有数
長崎市	0	4	0	1	0	0
佐世保市	0	1	0	2	0	0
島原市	0	1	0	2	0	1
諫早市	0	2	0	3	0	0
大村市	0	2	0	1	0	0
平戸市	0	6	0	1	0	1
松浦市	0	5	0	3	0	0
対馬市	1	7	0	2	1	1
壱岐市	1	6	0	2	0	0
五島市	0	7	0	2	0	1
西海市	0	6	0	2	1	1
雲仙市	0	4	0	2	0	1
南島原市	0	8	0	1	0	0
西彼杵	1	2	0	7	0	0
東彼杵	0	3	0	3	2	2
北松浦	0	2	0	2	0	0
上五島	1	7	0	2	0	0
合計	4	73	0	38	4	8

## 救援物資の備蓄在庫

(令和2年3月31日現在)

地区別	毛布 (枚)	緊急セット (個)	タオル (本)	歯ブラシ (本)	バスタオル (本)	タオルケット (枚)	ブルーシート (枚)	安眠セット (個)
長崎市	325	76	236	42	205	194	128	0
佐世保市	15	9	15	0	15	15	20	0
島原市	9	11	28	0	24	3	10	0
諫早市	13	8	13	27	9	7	25	0
大村市	430	9	16	9	15	13	27	0
平戸市	11	6	0	0	27	4	12	0
松浦市	220	16	49	51	60	51	30	0
対馬市	259	254	272	4	261	244	219	210
壱岐市	28	14	29	28	17	18	19	4
五島市	52	29	56	38	45	47	45	0
西海市	63	39	152	74	55	71	139	44
雲仙市	7	6	52	35	32	10	10	5
南島原市	20	10	17	20	8	18	16	0
長与町	6	6	11	6	5	15	5	0
時津町	42	9	26	0	47	45	10	20
東彼杵町	20	8	23	16	34	30	13	0
川棚町	3	2	8	5	5	9	5	0
波佐見町	7	3	8	12	8	8	11	10
小値賀町	5	3	8	0	15	15	6	0
佐々町	12	2	8	4	12	12	17	0
上五島	19	9	21	1	19	19	26	8
小計	1,566	529	1,048	372	918	848	793	301
支部	500	204	563	198	375	385	381	284
合計	2,066	733	1,611	570	1,293	1,233	1,174	585

### 3. 救急法・健康生活支援等の講習会

いざ！という時、すぐに役立つ知識と技術を

#### (1) 救急法

日常生活において、思いがけない事故や災害から自分自身を守るための知識・技術と、急病やケガをした傷病者に対しての救命手当・応急手当の方法を普及しました。



AEDを用いた心肺蘇生

(講習科目及び時間)

講習区分	講習科目	標準講習時間
救急法基礎講習	1. 赤十字救急法について 2. 手当の基本 3. 一次救命処置 (BLS) (心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去)	4時間
救急法救急員養成講習	1. 赤十字救急法救急員について 2. 急病 3. けが 4. きずの手当 5. 骨折の手当 6. 搬送 7. 救護	10時間
救急法短期講習	救急法基礎講習及び救急法救急員養成講習の内容の一部	適宜

#### ◎救急法基礎講習会

地区名	回数	受講者数	認定者数
長崎市	8	199	198
佐世保市	2	24	24
諫早市	1	16	16
平戸市	1	5	5
雲仙市	1	17	17
大村市	2	13	13
合計	15	274	273

#### ◎救急法救急員養成講習会

地区名	回数	受講者数	養成者数
長崎市	5	155	154
佐世保市	2	15	15
合計	7	170	169

#### ◎救急法短期講習会

地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数
長崎市	24	918	大村市	8	254	南島原市	1	46
佐世保市	8	398	島原市	2	61	長与町	1	31
時津町	1	50	川棚町	2	179	波佐見町	1	141
諫早市	10	298	西海市	1	36	東彼杵町	1	70
						合計	60	2,482

#### ◎救急法指導員養成講習

地区名	回数	受講者数	合格者数
長崎市	1	7	4
合計	1	7	4

## (2) 健康生活支援講習

健康生活自立支援、介護・認知症予防、生活習慣病予防等に向けた知識と技術を学び、地域包括ケアへの貢献を目指した講習内容を展開しています。

また、受託事業としての介護職員初任者・実務者研修においては、介護技術・医療的ケアを指導しています。近年、自然災害が多く発生するため、公民館を中心に「災害時高齢者支援講習」の開催も増加しています。



車椅子の介助



起き上がり介助

### (講習科目及び時間)

講習区分	講習科目	講習時間
健康生活支援員養成講習	1. <健康>高齢者の健康と安全、生活習慣病予防、生活不活発病予防等 2. <支援>地域における高齢者支援に役立つ知識と技術 3. <介護①>介護の考え方・体の動かし方 4. <介護②>車椅子での移動・食事・排泄 5. <介護③>熱布浴・足浴・衣服の着脱 6. <介護④>認知症・床ずれ・在宅での看取りの条件・癒しのハンドケア	2時間×6回
健康生活支援短期講習	健康生活支援員養成講習の科目の一部	適宜
災害時高齢者生活支援講習	1. 災害について 2. 災害が高齢者に及ぼす影響 3. 接するときのこころづかい 4. 気をつけたい病気や症状 5. 知って役立つ技術 6. ボランティアの心得	2時間

### ◎健康生活支援員養成講習会

地区名	回数	受講者数	養成者数
諫早市	1	3	3
合計	1	3	3

◎健康生活支援短期講習会\*

地区名	回 数	受講者数	地区名	回 数	受講者数
長崎市	15	725	島原市	2	55
諫早市	2	101	東彼杵郡	2	29
佐世保市	3	79	南島原市	1	32
西彼杵郡	1	30	合 計	26	1,051

◎災害時高齢者生活支援講習\*

地区名	回 数	受講者数	地区名	回 数	受講者数
長崎市	10	588	南島原市	1	36
諫早市	1	34	雲仙市	1	20
平戸市	1	130	大村市	1	40
東彼杵郡	2	90	合 計	17	938

◎介護職員初任者研修会\* ※受託事業

地区名	回 数	受講者数
長崎市	1	19
平戸市	4	84
対馬市	1	10
合 計	6	113

◎介護職員実務者研修会\* ※受託事業

地区名	回 数	受講者数
長崎市	25	600
合 計	25	600

(備考) 日赤本社への「短期講習会」統計報告は、\*印の4講習合計数としています。

### (3) 幼児安全法

子どもを事故から守るための知識や救急・救命処置、急病の対応などを内容に加え、平成26年度から新たに災害時乳幼児支援が追加されています。行政や自治会等の育児サポーター養成事業への協力、保護者や職域など各方面からの指導依頼にも積極的に応じ、知識と技術の普及に努めました。

また、未就学児の保護者や離島地域、幼稚園・保育園の職員を対象とした講習依頼も多くなっており、子育て支援にも協力しています。



幼児の心肺蘇生

#### (講習科目及び時間)

講習区分	講 習 科 目	講習時間
幼児安全法支援員養成講習	1. 赤十字幼児安全法について 2. 子どもの成長発達と事故予防 3. 子どもの応急手当 4. 子どもの病気と看病のしかた 5. 地域の子育て支援（災害時乳幼児支援含む） (別冊) 1. 手当の基本 2. 乳幼児一次救命処置	12時間
幼児安全法短期講習	幼児安全法支援員養成講習の科目の一部	適宜

#### ◎幼児安全法支援員養成講習会

地 区 名	回 数	受講者数	養成者数
大 村 市	1	4	3
諫 早 市	1	7	7
島 原 市	1	5	5
合 計	3	16	15

#### ◎幼児安全法短期講習会

地 区 名	回 数	受講者数	地 区 名	回 数	受講者数
長 崎 市	16	212	平 戸 市	3	29
諫 早 市	2	101	壱 岐 市	3	136
佐 世 保 市	11	148	雲 仙 市	1	23
大 村 市	5	210	西 彼 杵 郡	6	176
南 島 原 市	1	8	東 彼 杵 郡	1	40
合 計			合 計		1,083

## (4) 水上安全法

長崎県は海岸線が長く常に水難事故発生の危険性が高いことから、事故を未然に防止するため、「泳ぎの基本」「溺れている人の救助」等、また、自分自身の安全を守るための知識と技術を普及指導しています。



レスキュー・ボートの使用法指導

### (講習科目及び時間)

講習区分	講習科目	標準講習時間
水上安全法 救助員養成講習	1. 水上安全法概論 2. 水の事故防止 3. 安全な水泳と自己保全 4. 安全管理と監視 5. 救助 6. 応急手当 ※その他（海、河川等における必要科目）	14時間 (海等における講習は、 別に12時間)
水上安全法短期講習会	救急法基礎講習及び水上安全法救助員養成講習の内容の一部	適宜

### ◎水上安全法救助員養成講習会（I：プール）

地区名	回数	受講者数	養成者数
長崎市	1	5	5
合計	1	5	5

### ◎水上安全法救助員養成講習会（II：海）

地区名	回数	受講者数	養成者数
西海市	1	2	2
合計	1	2	2

### ◎水上安全法短期講習会

地区名	回数	受講者数
長崎市	12	421
諫早市	1	35
大村市	5	138
波佐見町	1	16
合計	19	610

## 4. 社会活動

### (1) 赤十字奉仕団



#### 信 条

- 1 すべての人々の幸せを願い、陰の力となって人々に奉仕する。
- 1 常にくふうして人々のために、よりよい奉仕ができるように努める。
- 1 身近な奉仕をひろげ、すべての人々と手をつないで世界の平和につくす。

赤十字基本原則の重要な項目の一つが「奉仕」です。奉仕とは、世界中の赤十字に一貫する最も大切な理念であり、最も身近に実践できるものでもあります。

赤十字奉仕団は、この奉仕の精神に基づき“赤十字のボランティア活動を通じて地域社会を住みよくしよう”という気持ちをもつ人々の集まりで、年齢や性別を問わず誰でも参加することができます。

主な活動として、社資募集や災害救護活動、赤十字病院での活動、青少年赤十字に関わる活動、各種講習会での指導、各種イベントへの参加など広範な分野に及びます。

#### ア 地域奉仕団

県内における奉仕団活動が円滑かつ効果的に行われるよう、一定の区域を単位として組織されるのが地域奉仕団です。

本県の地域奉仕団は、31団、5,262名（R2.3/31現在）が登録しており、地域における赤十字事業の推進者として、赤十字思想の普及や社員の募集、献血の推進、国際救援など幅広くボランティア活動を実施しています。

また、毎年、県や市の防災訓練、海外たすけあい募金活動への参加をはじめ、子育て支援や地域高齢者生活支援、地域の児童・生徒への防災教育（非常食炊出し）など様々な活動を、日赤長崎県支部地区・分区や特殊奉仕団との連携のもとに行ってています。



赤十字奉仕団による非常食炊出し  
(自治会防災訓練)



赤十字奉仕団による地域高齢者支援  
(ふれあい交流会)

### 本社主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
赤十字奉仕団中央委員会	東 京 都 (本社)	5/30～5/31	長崎県赤十字奉仕団支部委員会 委員長 西山 智子

### ブロック主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
九州ブロック赤十字奉仕団 委 員 長 会 議	宮 崎 県	R2. 1/30～1/31	長崎県赤十字奉仕団支部委員会 委員長 西山 智子

### 支部主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
海外たすけあい街頭募金 県 内 各 地 奉 仕 団 統 一 活 動	県 内 各 地 *支部合同街頭募金 (長崎市・佐世保市)	12/8 12/22	長崎市赤十字奉仕団 佐世保市赤十字奉仕団 佐世保市江迎地区赤十字奉仕団

### イ 特殊奉仕団

本県では、無線（105名）、看護（5名）、救急法（42名）、水上安全法（24名）、青少年赤十字賛助（20名）、芸能（14名）、隊友会（50名）の合計7つの特殊奉仕団260名（R2.3/31現在）が活躍しています。その他の特殊奉仕団として、日赤本社が直轄する赤十字飛行隊長崎支隊があります。

また、大学生などの若年層が所属する個人登録型の赤十字ユースボランティアが支部行事のスタッフとして活動しています。



救急法キャンペーン



水上安全フェスティバル



芸能奉仕団による演奏会

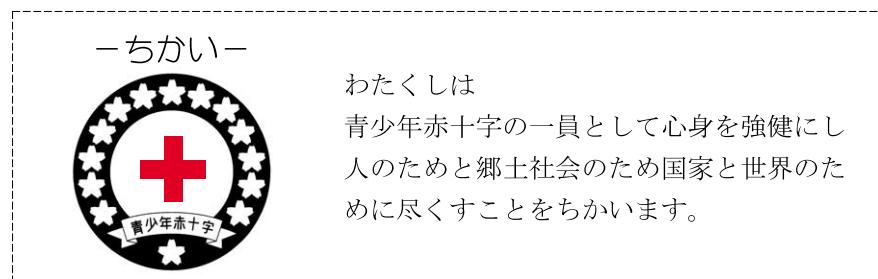


ユースボランティア研修会

支部主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
常備救護班要員基礎研修会	長 崎 市	6/8	長崎県赤十字無線奉仕団 隊友会佐世保赤十字奉仕団
赤十字水上安全法フェスティバル	長 崎 市	6/23	長崎県赤十字水上安全奉仕団 長崎県救急法赤十字奉仕団 長崎県赤十字芸能奉仕団 長崎県赤十字無線奉仕団 長崎県赤十字ユースボランティア
赤十字救急法キャンペーン	時 津 町	9/8	長崎県救急法赤十字奉仕団 長崎県看護赤十字奉仕団
海外たすけあい街頭募金 (奉仕団統一活動)	県 内 各 地 *支部合同街頭募金 (長崎市・佐世保市)	12/8 12/22	長崎県救急法赤十字奉仕団 長崎県赤十字水上安全奉仕団 長崎県赤十字無線奉仕団 長崎県看護赤十字奉仕団 長崎県赤十字芸能奉仕団 長崎県青少年赤十字賛助奉仕団 隊友会佐世保赤十字奉仕団

## (2) 青少年赤十字



青少年赤十字は、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の心を少年時代から養い、「気づき、考え、実行する」習慣を身につけさせて、将来「世界の平和と人類の福祉」に貢献できる人間を育成することを目的としています。

青少年赤十字は、学校内に組織されるグループで、他の青少年団体にはない特質をもっており、当支部は活動の推進を図るため教材・資料等を提供し、加盟校の活動の活性化に取り組んでいます。

### 青少年赤十字加盟状況

(令和2年3月31日現在)

校種	校(園)数	校種	校(園)数
保育園	26	高校	27
幼稚園	18	特別支援学校	4
小学校	117		
中学校	67	合計	259

### 本社主催行事

種別	開催地	期間	参加者
青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	東京都	5/24~5/26	長崎市立緑が丘中学校 教諭 篠崎 千春 教諭 北 武志
青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	東京都 (本社)	6/24~6/25	長崎市立土井首小学校 校長 田川 雅裕
青少年赤十字スタディー・センター	山梨県	R2. 3/22~3/26	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

ブロック主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
日本赤十字社第6ブロック青少年赤十字海外派遣事業	ベトナム	8/17~8/23	(指導者) 壱岐市立霞翠小学校 教諭 酒井 厚志 (加盟校メンバー) 長崎市立長崎商業高等学校 2年 松尾 心羽 鎮西高等学校 2年 中田 呼夏
九州ブロック青少年赤十字指導者養成講習会	鹿児島県	8/22~8/24	長崎市立土井首小学校 教諭 日野 遥可
九州ブロック青少年赤十字指導者協議会会長並びに支部担当者会議	鹿児島県 (鹿児島県支部)	11/15~11/16	長崎市立土井首小学校 校長 田川 雅裕 日本赤十字社長崎県支部 嘱託 久松 邦夫

支部主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
長崎県青少年赤十字指導者協議会総会	長崎県支部	5/8	指導者 18名 賛助奉仕団 3名 支部職員 6名
長崎県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター	国立諫早青少年自然の家	8/5~8/7	台風接近のため中止
離島青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター	五島市立福江小学校	8/19~8/20	小学生メンバー 8名 中学生メンバー 4名 指導者養成講習受講者 2名 スタッフ 5名
海外たすけあいオープニング・セレモニー	NHK長崎放送局	12/2	キンダーフィールド保育園 メンバー 24名 指導者 3名
海外たすけあい街頭募金	県内各地 *支部合同街頭募金 (長崎市・佐世保市)	12/8, 12/22	メンバー・指導者 68名
長崎県青少年赤十字指導者研究会	長崎県支部	R2.2/10	指導者 25名 青少年赤十字賛助奉仕団 4名

## 「長崎県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター」

例年8月初旬に国立青少年自然の家で実施していますが、今年度は台風が本県に最接近したため、残念ながら中止となりました。

また、昨年度は台風により中止となつた「離島青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター、指導者養成講習会」を、8月19日(月)～20日(火)に五島市立福江小学校で開催しました。

離島地域を会場にしたトレーニング・センターを初めて開催し、五島市内の各学校から小学生・中学生と指導者、スタッフの合計19名が参加しました。

互いに協力すること、気付き・考えることの大切さ、リーダーとしての思いやりやコミュニケーションなど、青少年赤十字の実践目標や態度目標の理解とボランティアの実践を学びました。



避難するとき、あなたならどうする？



赤十字のはじまりと人道とは…



災害時の非常食を作つてみよう

## 「日本赤十字社第6ブロック青少年赤十字海外派遣事業」

8月17日(土)～23日(金)にかけて、九州各県の青少年赤十字メンバー15名、指導者8名、日赤職員5名の計28名が、ベトナム社会主義共和国を訪問しました。

令和元年度は本県から高校生メンバー2名、指導者1名が参加し、ベトナム赤十字社(本社)や高齢者・障害者を支援している社会福祉施設の訪問、ベトナムの青少年赤十字メンバーとの交流会、高波災害対策として日本赤十字社も支援しているマングローブ植林の体験等を通じて『国際理解・親善』を実践学習しました。



マングローブ植林体験



社会福祉施設訪問



ベトナムRCY(青少年赤十字)メンバーとの交流会

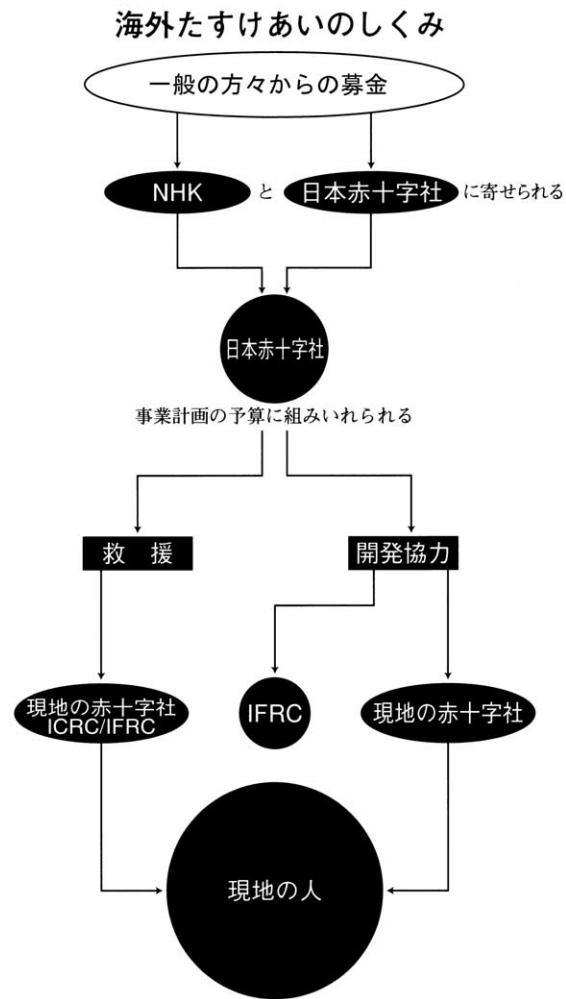
## 5. 国際活動

日本赤十字社は、紛争や災害で苦しむ人々を救うために、国際赤十字の一員として世界にまたがる赤十字のネットワークと連携して、医療救援や衣食住の支援など様々な国際活動を行っています。

これらの活動は、紛争や災害で被害を受けた人々の緊急的な支援を行う国際救援と災害等が起きた時の被害を受けた人々が元の生活を取り戻すための復興支援も、これら国際活動の一環として取り組んでいます。紛争や災害で離れ離れになってしまった人々が再会できるための安否調査も行っています。

また、こうした国際活動を担うスタッフを常時確保しておくため、人材養成にも積極的に取り組んでいます。この活動には「海外たすけあい」による募金や随時寄せられる海外救援金が大きな財源となっています。

### (1) 第37回海外たすけあい募金



令和元年12月1日(日)から12月25日(水)までの間、「海外たすけあい」募金を日本放送協会と日本赤十字社共催で、世界各地で多発する自然災害や紛争等による犠牲者の緊急救援及び発展途上国の中赤十字社が行う保健衛生、災害対策事業等の開発協力を行うことを目的に募集を実施したところ、県民の皆様から4,050,073円の寄託がありました。

募集期間終了後、本社に送金し、国際救援並びに開発協力事業に充当されました。



奉仕団とJRCメンバーによる街頭募金活動

#### 長崎県における受入状況

年 度	件 数	金 額 (円)
R元	490	4,050,073
H30	372	3,276,573
H29	454	3,895,920

## (2) 国際救援

### ● 日本赤十字社による最近の主な緊急救援・復興支援実施事業

事業名	実施年	実施事業
インドネシア・スラウェシ島地震救援	平成30年～	保健医療アドバイザー派遣、支援物資の配付、救援活動資金拠出
バングラデシュ南部避難民救援	平成29年～	医療チーム派遣、支援物資の配付、救援活動資金拠出
ネパール地震救援・復興支援	平成27年～	医療チーム派遣、支援物資の配付、救援活動資金拠出
西アフリカエボラ出血熱救援	平成26年～	医療要員の派遣、救援活動資金拠出
フィリピン中部台風救援・復興支援	平成25年～	医療チーム派遣、支援物資の配付、救援活動資金拠出
中東（シリア他）人道危機救援	平成23年～	救援活動資金拠出、医療要員等の派遣



ネパール地震救援



中東人道危機救援



インドネシア・スラウェシ島地震救援

## (3) 開発協力

### ● 日本赤十字社による最近の主な長期的人道支援ニーズへの取り組み

事業名	実施年	達成目標
フィリピン保健医療支援事業	平成17年～令和元年	住民への健康教育、子どもに対する衛生教育の実施と衛生キットの配付、保健所や水道・トイレ等の建設や修復、血圧計の配付等
インドネシア・コミュニティ防災事業	平成24年～令和元年	地域住民への啓発、学校における防災活動、リスクマップに基づくリスク軽減計画の策定、行政への働きかけ等
ネパール・コミュニティ防災事業	平成24年～令和元年	防災研修・防災計画の策定、緊急対応用の備品整備、救援基金の設置、衛生教育、給水・衛生設備の建設支援、生計支援等
ルワンダ気候変動等レジリエンス強化事業	令和元年～令和6年	保健衛生栄養知識の普及、貧困世帯への生計支援、給水・衛生設備の建設支援、バイオマス燃料等の普及、棚田・緑化事業、防災教育、支部体制強化、モニタリング・評価資料の作成と行政や他団体への普及
国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）を通じた支援	令和元年（毎年実施）	連盟が支援する各国赤十字社の開発事業への資金拠出（アフガニスタンの地域保健強化、東アフリカ地域の保健強化、南部アフリカ地域の感染症対策、大洋州地域の災害対策、モンゴル赤十字社の組織強化等）



巡回診療で配布する医薬品を確認する日赤要員(右)



ナミビアの子どもたち



ネパール山間地域での巡回診療

## (4) 国際交流

### 「上海市紅十字会との友好交流事業」

日本赤十字社長崎県支部と上海市紅十字会は、平成15年に「友好交流に関する合意書」を締結して相互訪問による交流を深めています。

令和元年度は交流内容の見直しに向けて検討の時期を設けることにし、交流事業を休止いたしました。なお、次年度以降に再開する方向で内容等を調整しています。

## 6. 医療事業

### 日本赤十字社長崎原爆病院

#### (1) 病院の沿革

長崎原爆病院は、長崎・広島両市が原子爆弾により、人類史上未曾有の大惨禍を被り、今なおその後遺症に悩み続ける被爆者の治療と健康管理を目的として、昭和33年に長崎市が開設し、昭和44年に日本赤十字社へ移管されました。

その後、医療需要の増大や医学の進歩と、被爆患者の高齢化に伴う疾病の多様化等に対処すべく、昭和57年12月に現在地に新築移転により、設備・機能が充実されたうえに、交通の便が良くなつたことから医療環境は大いに改善されました。しかし、施設も移転後30年以上が経過し、老朽化の兆しが見えるなか、現在地で新病院を建設することとし、平成30年5月に移転・開院しました。

当院をめぐる沿革としては、平成14年12月に長崎県地域がん診療連携拠点病院に指定され、医療従事者を対象とした講演会や市民の方々を対象としたがんフォーラムの開催、がん対象のセカンドオピニオン対応、がん登録事業等を実施。平成15年には韓国での被爆者医療が縁となり、大韓赤十字社の大邱赤十字病院と姉妹病院の提携。平成16年には、臨床研修指定病院としての指定を受け、研修医の育成に積極的に努め、同年には、(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価(一般病院種別B)の認定を受け、平成21年に病院機能評価(Ver. 5.0)を更新。平成18年からはDPC対象病院としての指定を受けています。平成19年には、7対1看護配置基準を導入し、平成21年1月から電子カルテシステムを稼働。平成21年11月には、医療施設間で患者の診療録を患者の同意を前提として閲覧できる長崎地域医療連携ネットワーク「あじさいネット」に登録しています。平成22年には、ハイケアユニット(HCU)を8床設置したほか、高精度の放射線治療装置(リニアック)を更新。平成23年4月より医薬分業を推進する国の方針に沿って、院外処方へ移行。平成25年度末にPET-CTを導入し、地域がん診療連携拠点病院としての診療体制の充実強化を図ったところであり、平成26年10月から地域包括ケア病棟(1病棟39床)を設置。平成31年1月に地域医療支援病院に承認、令和2年3月には地域災害拠点病院に指定され、めまぐるしい医療情勢の変革に鋭意対応しながら、被爆者医療への使命と急性期医療の役割を担えるよう努めてまいりました。

#### (2) 新病院の建設

現病院の「老朽化」「狭隘化」「非耐震性」問題への解決を図るため、平成24年9月に「新病院建設基本構想」を策定以来、準備を進めてきた新しい病院建設工事については、平成27年6月の日赤本社営繕承認等諸手続きを経て、平成28年2月12日に起工式を行い、約2年の年月を経て、平成30年3月31日に新病院本館が完成し、4月21日に内覧会を行い、5月2日に移転・開院しました。

また、第2期工事として、管理棟、健診部門、更には、日赤支部が入る新別館の建設を進め、令和2年3月16日竣工いたしました。

### (3) 地域医療ニーズへの対応

長崎原爆病院は、長崎市民はもとより、全国の被爆者の専門病院として被爆医療に専念し、地域医療の中核的役割を担うとともに、地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、並びに地域災害拠点病院として広く貢献できるように努力しています。

#### ア 救急医療体制

平成12年2月より救急告示病院の認定を受け地域医療活動にも積極的に参加しています。

二次救急医療体制の病院群輪番制病院の当番日では、医師6名（内科系1名、外科系1名、研修医4名）の体制で行っており、交通事故等による外傷者や、高齢者等の急性期疾患を1日平均29人、多い日は70人以上の患者を積極的に受け入れています。令和元年度の救急自動車搬入患者数は、2,119人以上ります。

#### イ 特殊診療の実施

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| (ア) 糖尿病専門外来 週4回     | (オ) 心臓血管外科外来 月3回 <午前> |
| (イ) ストーマ外来 週1回      | (カ) 禁煙外来 検診センター <随時>  |
| (ウ) 緩和ケア外来 週2回 <午前> | (キ) 頭痛外来 週1回 <午後>     |
| (エ) リウマチ外来 週1回 <午後> |                       |

#### ウ 医療保険等社会活動（令和元年度）

- |                                |                          |
|--------------------------------|--------------------------|
| (ア) 被爆者一般健康診断 <2名>             | ・肺癌・胃癌・大腸癌・子宮癌・乳癌・多発性骨髄腫 |
| (イ) 被爆者癌検診 <52名>               | ・子宮癌検診 隨時 <午前> ・乳癌健診 隨時  |
| (ウ) 一般癌検診                      |                          |
| (エ) 生活習慣病予防健診 <2,127名>         |                          |
| (オ) 企業体健診 <1,823名>             |                          |
| (カ) 長崎市の健康診断～基本健康診査・癌検診 <529名> |                          |
| (キ) 個人ドック <161名>               |                          |

#### エ 健康で明るい家庭、社会づくり活動（令和元年度）

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| (ア) 糖尿病教室 <月3～5回、年48回開催> | (エ) 在宅介護相談 <随時>    |
| (イ) 高血圧教室 <月1回>          | (オ) 健康生活支援講習 <不定期> |
| (ウ) 動脈硬化教室 <月1回>         | (カ) その他            |

#### 患者会の支援

\* ふれあいサロン：がん患者と家族の会（週1回）

#### オ その他

地域医療ニーズに応えるべく、長崎原爆病院の概要等の情報提供としてホームページを開設しています。

ホームページアドレス <http://www.nagasaki-med.jrc.or.jp/>

## 診療実績

### ◎入院・外来

年度 科別		H28年度 人	H29年度 人	H30年度 人	R元年度 人	開設以来の 合計人
内科	入院	57,496	56,579	57,025	55,393	3,230,026
	外来	51,888	48,788	48,315	48,074	3,776,831
小児科	入院					276,687
	外来					533,694
外科	入院	12,509	13,932	13,505	12,664	884,390
	外来	13,932	13,133	13,098	13,219	719,075
整形外科	入院	20,785	16,561	14,643	14,219	1,053,709
	外来	13,281	12,161	10,404	9,127	1,701,988
形成外科	入院	551	526	577	721	2,784
	外来	535	465	569	608	2,606
皮膚科	入院	1,632	1,447	1,313	1,305	77,036
	外来	8,832	8,370	8,183	7,360	704,500
泌尿器科	入院	5,394	6,334	5,476	6,398	403,862
	外来	11,258	10,587	9,577	9,624	506,595
婦人科	入院	1,131	832	491	498	791,744
	外来	5,292	4,160	3,788	3,384	867,594
眼科	入院	1,912	1,753	1,869	1,485	144,703
	外来	14,081	13,883	12,971	10,039	1,155,372
耳鼻咽喉科	入院	4,159	4,315	3,402	4,007	101,693
	外来	6,871	5,456	5,049	5,933	635,020
放射線科	入院	190	87	119	131	973
	外来	6,494	5,490	3,035	5,088	326,244
麻酔科	入院				367	367
	外来	162	178	269	526	2,047
歯科口腔外科	入院					0
	外来	1,716	1,325	2,870	2,925	13,528
合計	入院	105,759	102,366	98,420	97,188	6,967,974
	外来	134,342	123,996	118,128	115,907	10,945,094

### ◎健診等

年度 科別		H28年度 人	H29年度 人	H30年度 人	R元年度 人	開設以来の 合計人
健診センター	外来	4,464	4,244	4,239	4,324	81,828
居宅介護	外来	1,544	1,463	2,301	3,349	23,440
原爆健診	一般検査	12	9	8	2	93,991
	精密検査	0	0	0	0	92,085
合計		6,020	5,716	6,548	7,675	291,344

### 職員構成

(令和2年3月31日現在)

医療部門						事務部門				合計
医師 (非常勤含む) 研修医含む	薬剤師	医療技術者	看護師 (准看護師・ 助手含む)	その他 (補助員)	計	事務員 職員	調理師 その他	汽缶士 その他	計	
人 84	人 17	人 79	人 377	人 8	人 565	人 104	人 13	人 42	人 159	人 724

## (4) 患者慰問

長崎を訪れる人々の原子爆弾に対する関心は非常に高く、長崎原爆病院へも患者さんの慰問に多くの団体が訪れています。

毎年6月には全日空(株)より「スズラン」の植木鉢と押し花の寄贈が行われ、また、8月には多くの個人や団体による慰問があり、患者さんの心の支えとなっています。



全日空(株)よりスズランの慰問



長崎市長による慰問

## (5) 訪問看護の実績

### 令和元年度 訪問看護実施状況

訪問看護件数…… 3,985件 (前年度比較 484件増)

訪問患者数…… 225名 (前年度比較 1名増)

#### ① 訪問件数 (月平均292件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
訪問看護件数	321	281	297	341	321	325	356	356	355	330	318	384	3,985
介護保険	264	232	244	284	284	291	325	278	294	288	249	316	3,349
医療保険	57	49	53	57	37	34	31	78	61	42	69	68	636
訪問診療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### ② 年齢別統計

	50歳未満	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	計
人 数	1	7	19	93	95	10	225
割 合	0.4%	3.1%	8.5%	41.3%	42.2%	4.5%	100%

#### ③ 疾患別患者内訳

225名中悪性腫瘍120名 (53.3%)

	血液	消化器	呼吸器	循環器	糖尿病	膠原病	神経	乳腺	泌尿	皮膚	耳鼻	婦人
患者数	38	66	24	25	23	9	6	11	9	1	12	1
割 合	17.0%	29.3%	10.7%	11.1%	10.2%	4.0%	2.7%	4.9%	4.0%	0.4%	5.3%	0.4%

④ 診療科別内訳

科	内科	外科	泌尿器科	皮膚科	耳鼻科	婦人科	麻酔科	合計
件 数	3, 148	467	184	63	118	3	2	3, 985
人 数	168 (74. 7%)	34 (15. 1%)	8 (3. 6%)	1 (0. 4%)	12 (5. 4%)	1 (0. 4%)	1 (0. 4%)	225 (100%)

(6) 國際協力

① 在外被爆者健康診断・健康相談事業医師等派遣

医師派遣 (4名)

・大韓民国 令和元年6月9日～6月13日 (5日間)

中島 好一 (内科医師)

楠本 紗羅 (研修医師)

・大韓民国 令和元年11月17日～11月20日 (4日間)

古河 隆二 (日本赤十字社長崎原爆諫早病院院長)

新谷 和貴 (研修医師)

② 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会 (N A S H I M)

医師等研修受入 (24名)

・ロシア (1) ウクライナ (1) ベラルーシ (2)

・カザフスタン (2) 韓国 (16) ブラジル (2)

## 日本赤十字社長崎原爆諫早病院

### (1) 病院の沿革

長崎原爆諫早病院は、被爆者援護法健康診断特例対象地域の是正により諫早市多良見町が含まれたことに伴い、当地域の被爆者医療への貢献を勘案し、旧長崎県立成人病センター多良見病院の委譲を受けて、平成17年4月1日に開設されました。長崎県央・県南地域の原爆被爆者の診療（診断・治療）と健康管理はもとより、二次救急輪番病院・結核措置入院施設としての役割を担う等、地域医療に貢献しています。

また、人間ドックを主体とした健康増進と生活習慣病を対象とする精密検査などの健診事業に積極的に取り組み、糖尿病教室・呼吸不全教室・喘息教室・禁煙外来などを定期的に開催しております。

平成19年4月より亜急性期病床8床の運用を開始し、7対1看護基準及び2交替・3人夜勤体制を導入して、看護体制の一層の充実を図りました。

平成22年度にはPACS（医療用画像管理システム）、平成23年度にはオーダリングシステムを導入するなどIT化を推進し、職種間の診療情報の共有化により医療安全水準の向上と業務の効率化を図っています。

尚、平成25年4月に肝臓外来を新設し、6月には、財団法人日本医療機能評価機構から『病院機能評価Ver.6.0一般』の認定を受けました。

平成26年7月に長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」へ登録し、11月には患者さんの負担を軽減するために、新しくCT装置を更新しました。平成27年3月には、地域包括病床12床を設置しました。

平成27年6月に人間ドック健診施設機能評価を受審し、8月に『人間ドック健診施設機能評価Ver.3.0』の認定施設となりました。

また、平成28年10月から入院病床の再編を行ない、一般病床51床、地域包括病床52床、結核病床20床、人間ドック8床の131床としました。地域包括病床とは、急性期の治療が落ち着いた患者さんに対して、在宅復帰へ向けた生活支援やリハビリなどを充実させた病床です。これと併せて同年7月に訪問看護ステーションを開設、平成30年6月より医師による訪問診療を開始し、在宅患者さんへの支援も行っております。

このようにして地域医療や医療水準の向上に努め、病院機能の更なる充実に力を入れています。

### (2) 地域医療ニーズへの対応

長崎原爆諫早病院は、地域の医療機関との連携のもと、内科系の中核病院として地域医療に貢献しています。

#### ア 救急医療体制

二次救急輪番病院として、長崎県央地域の内科系救急医療の一翼を担っています。令和元年度の救急自動車搬入患者数は、512人に上ります。

#### イ 結核医療体制

結核措置入院施設として陰圧室20床を有し、新しい結核の診断法を他の医療機関に先駆けて取り入れるなど、積極的に結核医療に取り組んでいます。

## ウ 医療保険等社会活動

- |               |               |                 |
|---------------|---------------|-----------------|
| (ア) 被爆者一般健康診断 | (オ) 石綿健診      | (ケ) 人間ドック       |
| (イ) 被爆者癌検診    | (カ) 企業健診      | (コ) 特定健診・特定保健指導 |
| (ウ) 一般健康診断    | (キ) 謙早市民健診    |                 |
| (エ) 一般癌検診     | (ク) 生活習慣病予防健診 |                 |

## エ 特殊診療の実施

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| (ア) 呼吸不全専門外来 月2回(午後)  | (エ) ペースメーカークリニック(随時) |
| (イ) 呼吸器看護専門外来 月2回(午後) | (オ) 肝臓外来 週1回(午後)     |
| (ウ) 禁煙外来 週1回(午後)      |                      |

## オ 健康で明るい家庭、社会づくり活動

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| (ア) 糖尿病教室(週1回) | (ウ) 哮息教室(年4回)                     |
| (イ) 呼吸器教室(月2回) | (エ) 各種講習(健康生活支援講習、幼児安全法、救急法)(不定期) |

### 患者会の支援

\*のぞみ会(呼吸不全患者の会) \*あじさい会(喘息患者の会)

## カ その他

- (ア) 日本呼吸器学会・呼吸器内視鏡学会・感染症学会、日本消化器病学会・消化器内視鏡学会、日本高血圧学会、日本睡眠学会などの認定施設として地域医療に貢献しています。

## 診療実績

### ◎入院・外来

科別		年 度	H28年度 人	H29年度 人	H30年度 人	R元年度 人	開設以来の合計 人
呼吸器科	入院	22,279	21,189	19,769	20,662	332,627	
	外来	15,535	15,139	13,976	12,976	233,135	
消化器科	入院	5,788	6,211	6,793	8,602	128,572	
	外来	11,024	10,248	9,087	9,751	166,798	
循環器科	入院	7,389	8,405	8,213	6,963	106,867	
	外来	7,667	7,553	7,215	7,094	115,910	
放射線科	入院						
	外来	207	181	196	180	3,783	
合 計	入院	35,456	35,805	34,775	36,227	568,066	
	外来	34,433	33,121	30,474	30,001	519,626	

(再掲)

一 般	入 院	20,471	14,439	13,589	14,643	418,872
亜急性期	入 院					15,202
地域包括ケア	入 院	10,686	17,833	17,500	18,053	67,383
結 核	入 院	4,299	3,533	3,686	3,531	66,609
合 計	入 院	35,456	35,805	34,775	36,227	568,066

◎健診等

年 度 科 別		H28年度 人	H29年度 人	H30年度 人	R元年度 人	開設以来の合計 人
健診部	人間ドック 生活習慣病予防健診 特 定 健 診	3,632	3,764	3,717	3,874	43,180
外 来	原 爆 健 診	95	116	67	82	1,563
	健 康 診 断	140	94	72	82	2,380
	企 業 健 診	74	40	80	95	1,855
	そ の 他	902	1,020	998	1,028	12,043
合 計		4,843	5,034	4,934	5,161	61,021

◎令和元年度訪問看護実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
訪 問 回 数	246	230	188	195	199	197	228	222	216	181	176	221	2,499

職 員 構 成

(令和2年3月31日現在)

医 療 部 門						事 務 部 門				合 計
医 師	薬剤師	医 療 技 術 者	看護師 (准看護師含む)	看 護 助 手	計	事 務 職 員	調 理 師	業 務 員	計	
人 15	人 4	人 30	人 104	人 18	人 171	人 19	人 0	人 6	人 25	人 196

(3) 患者慰問

5月に全日空(株)より「スズラン」の植木鉢と押し花を届けていただき、入院患者のみなさまに大変喜んでいただきました。また7月7日の七夕の日にはサマーコンサートを開催しピアノの音色やクラリネットの響きと歌声で入院患者の皆さまの心を癒しました。



全日空(株)よりスズランの慰問



サマーコンサート

## 7. 血 液 事 業

### 概 要

わが国の血液事業は、昭和39年8月の閣議決定に伴い、国、地方自治体および日本赤十字社が一体となっての推進が図られて以来、令和元年で55年を迎えることができました。この間、本県におきましても多くの県民各位の献血に対するご理解とご協力により、すでに輸血用血液製剤はすべてが献血によって確保されるようになっており、令和元年度の献血協力者数は53,214人で、本県の延献血者数は年度末で442万人に達しました。

近年の血液学・輸血学の著しい進歩によって、血液の中の必要な成分（赤血球、血漿、血小板など）だけを輸血する成分輸血が行われていますが、更に、献血血液を無駄にせず血液の有効性、安全性の面で優れた製剤の安定供給が求められることから、成分献血、400mL献血の普及を推進しております。

また、以上の輸血用血液製剤は100%国内自給されておりますが、血液中の血漿を原料として作られている血漿分画製剤は、現在もまだ外国からの輸入に頼っているのが現状です。

平成14年7月31日に「採血及び供給あっせん業取締法」を大幅に改めた「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が公布され、平成15年7月30日に施行されました。

この中には①血液製剤の安全性の向上、②献血による国内自給の原則、③血液製剤の適正使用の推進、④血液事業運営に係る公正の確保と透明性の向上が基本理念として設定され、国、地方公共団体、採血事業者（日本赤十字社）、医療関係者等それぞれの責務を明確にして今後の輸血医療の安全性・安定性をすすめていくことが明記されました。

平成24年度から、それまで各都道府県の血液センターを単位として、区域内の血液自給による需給管理と独立採算の原則の下に運営されてきた血液事業が、全国を7ブロックに分け、ブロックを単位とする事業運営と需給管理を行う広域事業運営体制に移行されました。

長崎県においても、長崎県赤十字血液センター、同佐世保出張所（元 長崎県佐世保赤十字血液センター）、献血ルームはまのまち（浜町出張所）、献血ルーム西海（西海出張所）の1センター3出張所の新たな組織体制となって8年が経過しましたが、九州ブロック内の他センターと協調を図りながら円滑な献血者確保と血液製剤の安定供給に努めております。

また、平成26年3月28日には、平成3年3月に設置した献血ルーム西海を、同一ビル内に新築移転し、佐世保地区における献血者確保の充実を図る体制を整えました。

県内への血液製剤の供給量は、ここ数年間、ほぼ横ばいの状態が続いています。血小板確保については、平成26年11月以降、一部の成分採血装置により採血された製剤に限定されるものの、高単位製剤からの分割製造が可能になったことで比較的確保しやすくなりました。しかし、県内の人口減少にともない、全血（赤血球）の確保が厳しい状況になりつつあることから、平成元年に開所した長崎県赤十字血液センターの母体（献血プラザ）を平成27年3月31日で閉所し、全血確保の稼働効率が高い移動採血車での確保を充実させることとしました。また、安全で安心な血液製剤の供給を行うため、医療機関への血液製剤の委託配送を終了し、平成29年4月1日よりすべての医療機関への直配を開始しました。

平成3年12月に設置した骨髓データセンターは、骨髓提供者の登録、HLA検査等の業務で公的バンク事業に協力いたしており、令和元年度末で登録者（ドナー登録者有効数）は7,404名にのぼっています。

## (1) 献血登録制度

献血者の申し出により、あらかじめ血液センターに住所、氏名、血液型などを登録していただき、血小板などの血液成分やまれな血液型などが緊急に必要となった時、その他季節的な血液不足の時など、血液センターで献血日時を指定し、献血に協力していただく制度です。

### ア 登録をお願いする方

献血の必要性や輸血による副作用を理解し、血液センターが必要とする時に積極的に献血できる方で、満16歳から満69歳\*までの健康な方。特にRh（-）の方は日本人では200人に1人と少なく、Rh（-）の血液でなければ輸血を受けることができませんので、献血できる方は全員にお願いすることにしています。

\*65歳以上の方については、60～64歳の間に献血経験のある方に限ります。

### イ 登録の方法

血液センターから登録依頼をし、登録を申し出た方は血液センターに氏名、年齢、血液型、住所、電話番号などが登録されます。

### ウ 献血依頼の方法

血液センターが郵便又は電話であらかじめ都合を伺ってから献血していただくことになります。

### エ 献血場所

平成27年度からは、献血ルームはまのまち（長崎市）・西海（佐世保市）または血液センターからお知らせする献血場所（移動献血車）。なお、成分献血については長崎・佐世保両市の献血ルームで実施しています。

## (2) 血液の検査通知

献血された方には、次の検査項目の結果を通知しています。（但し希望者のみ）

### 検査項目

- |                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| (ア) 血液型 (ABO式、Rh式)             | (ス) 赤血球数          |
| (イ) B型肝炎 (HBs抗原、HBc抗体、HBV-DNA) | (セ) ヘモグロビン濃度      |
| (ウ) C型肝炎 (HCV抗体、HCV-RNA)       | (ソ) ヘマトクリット値      |
| (エ) 梅毒検査                       | (タ) 平均赤血球容積       |
| (オ) HTLV- I 抗体検査               | (チ) 平均赤血球ヘモグロビン量  |
| (カ) ALT (GPT)                  | (ツ) 平均赤血球ヘモグロビン濃度 |
| (キ) γ-GTP                      | (テ) 白血球数          |
| (ク) 総蛋白                        | (ト) 血小板数          |
| (ケ) アルブミン                      |                   |
| (コ) アルブミン対グロブリン比               |                   |
| (サ) コレステロール                    |                   |
| (シ) グリコアルブミン (糖尿病関連)           |                   |

\*(イ)～(オ)は異常を認めた時のみ通知

### (3) 市町別献血状況

#### ○ 全血献血者数

項目 市町名	献血可能 人口(人)	献血目標(本)		献血数(本)	内訳	
		200mL(本)	400mL(本)		200mL(本)	400mL(本)
長崎県	722,928	796	40,125	38,692	852	37,840
長崎市	228,107	251	12,661	10,830	268	10,562
佐世保市	136,298	150	7,565	8,471	330	8,141
西彼保健所	54,991	61	3,052	2,744	36	2,708
西海市	13,528	15	751	395	3	392
長与町	24,283	27	1,348	629	17	612
時津町	17,180	19	953	1,720	16	1,704
県央保健所	149,499	164	8,298	9,484	146	9,338
諫早市	75,540	83	4,193	5,004	68	4,936
大村市	54,646	60	3,033	3,584	51	3,533
東彼杵町	4,085	4	227	150	4	146
川棚町	7,286	8	404	325	9	316
波佐見町	7,942	9	441	421	14	407
県南保健所	66,131	73	3,671	3,542	26	3,516
島原市	22,625	25	1,256	1,274	18	1,256
雲仙市	22,297	25	1,238	923	4	919
南島原市	21,209	23	1,177	1,345	4	1,341
県北保健所	33,130	36	1,839	958	16	942
平戸市	14,372	16	798	340	9	331
松浦市	11,254	12	625	446	6	440
佐々町	7,504	8	416	172	1	171
五島保健所	17,203	19	955	661	4	657
五島市	17,203	19	955	661	4	657
上五島保健所	9,988	11	554	385	6	379
小値賀町	1,008	1	56	47	1	46
新上五島町	8,980	10	498	338	5	333
壱岐保健所	12,475	14	692	745	12	733
壱岐市	12,475	14	692	745	12	733
対馬保健所	15,106	17	838	872	8	864
対馬市	15,106	17	838	872	8	864
その他	-	-	-	-	-	-

\*献血可能人口とは、平成30年10月1日現在の16歳～64歳の人口（国勢調査に基づく推定 県統計課）

\*実際の献血可能年齢（16歳～69歳 65～69歳は条件付き）とは異なる

#### ○ 成分献血者数

成 分 献 血	献血目標(本)	献血数(本)	内訳	
			血漿	血小板
献血ルーム「はまのまち」	10,309	7,003	4,482	2,521
献血ルーム「西海」	6,160	7,519	5,000	2,519
合 計	16,469	14,522	9,482	5,040

## (4) 献血者の状況

### ○献血者数 53,214人

上段：人 下段：%

区分 施設名	職業別				年齢別					性別		血液型別				献血 者数
	公務員	会社員	学生	その他	16~19 才	20~29 才	30~39 才	40~49 才	50~69 才	男性	女性	A型	O型	B型	AB型	
長崎県赤十字 血液センター	6,340	15,746	2,477	6,512	1,734	4,029	5,323	8,455	11,534	23,941	7,134	12,120	9,193	6,425	3,337	31,075
	20.4%	50.6%	8.0%	21.0%	5.6%	13.0%	17.1%	27.2%	37.1%	77.0%	23.0%	39.0%	29.6%	20.7%	10.7%	
佐世保出張所	7,983	8,755	1,007	4,394	1,077	3,022	4,229	6,179	7,632	17,294	4,845	8,884	6,435	4,475	2,345	22,139
	36.1%	39.5%	4.6%	19.8%	4.8%	13.7%	19.1%	27.9%	34.5%	78.1%	21.9%	40.1%	29.1%	20.2%	10.6%	
計	14,323	24,501	3,484	10,906	2,811	7,051	9,552	14,634	19,166	41,235	11,979	21,004	15,628	10,900	5,682	53,214
	26.9%	46.0%	6.6%	20.5%	5.3%	13.3%	17.9%	27.5%	36.0%	77.5%	22.5%	39.5%	29.3%	20.5%	10.7%	

### ○年度別献血実績(人)

施設名	年度	H 26 年度 までの累計	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度		
			200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	
長崎県赤十字 血液センター	200mL	—	448	400	414	426	404						
	400mL	—	25,988	26,092	24,219	23,983	23,668						
	成分	—	7,090	6,667	6,948	6,857	7,003						
	計	2,401,281	33,526	33,159	31,581	31,266	31,075						
佐世保出張所	200mL	—	402	375	391	430	448						
	400mL	—	16,388	15,910	14,865	14,455	14,172						
	成分	—	7,260	7,471	7,005	7,198	7,519						
	計	1,746,220	24,050	23,756	22,261	22,083	22,139						
合 計	200mL	—	850	775	805	856	852						
	400mL	—	42,376	42,002	39,084	38,438	37,840						
	成分	—	14,350	14,138	13,953	14,055	14,522						
	計	4,147,501	57,576	56,915	53,842	53,349	53,214						
県人口に占める割合		—	4.2%	4.1%	4.0%	4.0%	4.0%						

## (5) 献血登録者数

### (1) 全血献血登録者数(人)

(令和2年3月31日現在)

施設名	型	A型	O型	B型	AB型	計
長崎県赤十字血液センター	Rh (+)	1,268	968	679	348	3,263
	Rh (-)	35	35	15	16	101
	計	1,303	1,003	694	364	3,364
佐世保出張所	Rh (+)	1,105	778	616	309	2,808
	Rh (-)	103	63	47	26	239
	計	1,208	841	663	335	3,047
合計	Rh (+)	2,373	1,746	1,295	657	6,071
	Rh (-)	138	98	62	42	340
	計	2,511	1,844	1,357	699	6,411

### (2) 成分献血登録者数(人)

(令和2年3月31日現在)

施設名	型	A型	O型	B型	AB型	計
長崎県赤十字血液センター	Rh (+)	2,403	1,705	1,309	797	6,214
	Rh (-)	44	30	25	17	116
	計	2,447	1,735	1,334	814	6,330
佐世保出張所	Rh (+)	1,542	978	890	604	4,014
	Rh (-)	15	9	7	11	42
	計	1,557	987	897	615	4,056
合計	Rh (+)	3,945	2,683	2,199	1,401	10,228
	Rh (-)	59	39	32	28	158
	計	4,004	2,722	2,231	1,429	10,386

## (6) 製剤別供給実績

(平成31年4月～令和2年3月)

上段：本 下段：%

施設名	製剤別 採血由来	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計	
長崎県赤十字 血液センター	200mL	0	458	61	—	519	
		—	0.85%	0.11%	—	0.96%	
	400mL	0	27,279	849	—	28,128	
		—	50.49%	1.57%	—	52.06%	
	成 分	0	—	3,568	7,924	11,492	
		—	—	6.61%	14.67%	21.28%	
	計	0	27,737	4,478	7,924	40,139	
		—	51.34%	8.29%	14.67%	74.30%	
佐世保出張所	200mL	0	25	1	—	26	
		—	0.04%	0.01%	—	0.05%	
	400mL	0	10,165	947	—	11,112	
		—	18.82%	1.75%	—	20.57%	
	成 分	0	—	704	2,042	2,746	
		—	—	1.30%	3.78%	5.08%	
	計	0	10,190	1,652	2,042	13,884	
		—	18.86%	3.06%	3.78%	25.70%	
合 計		0	37,927	6,130	9,966	54,023	
		—	70.20%	11.35%	18.45%	100.00%	

\* 県内の医療機関へ供給された血液製剤の本数

## (7) 特殊製剤国内自給向上対策事業

高力価 HBs 抗体保持献血者の血漿で製造された HBs 人免疫グロブリン製剤の国内自給率は約 3.8 % に過ぎず、その大半は輸入に頼っている状況です。そこで、高力価 HBs 抗体保持献血者を増やすことを目的として、厚生労働省から日本赤十字社血液事業本部に当事業が委託されました。

令和元年度においては、「B型肝炎ワクチン追加接種プログラム」として、感染予防のために HB ワクチンを既に接種し HBs 抗体を保持している献血者に対して同ワクチンを追加接種することで、より HBs 抗体価の高い原料血漿を得るためのプログラムを実施しました。(16名ワクチン接種、16名献血)。

## (8) 血液センターイベント

### 【長崎センター】



R元. 7. 13(土)～14(日)

「サマー献血キャンペーン」(長崎市)

長崎学生献血推進ボランティア連盟の企画によるキャンペーンを開催しました。

浜町アーケードにて、プラカードを持って、特に同世代である若年層に対して献血への協力を呼びかけました。

学生ボランティアが準備した記念品をお渡しし、献血者に好評でした。

R元. 12. 7(土)～8(日)

「全国学生クリスマス献血キャンペーン」  
(長崎市)

長崎学生献血推進ボランティア連盟の企画により、学生ボランティアがサンタクロースやトナカイに扮し、浜町アーケードにおいて市民へ献血協力を呼びかけました。

献血ルームはまのまちでは、協賛企業からの記念品抽選会など行い、献血者に大変喜んでいただきました。



R2. 1. 15(水)

「はたちの献血」(長崎市)

新成人を迎える二十歳の若者を中心に献血をお願いするため、長崎大学文教キャンパスにおいて「はたちの献血」イベントを実施しました。

地元テレビ局の取材報道もあり、若年層への献血啓発に繋がりました。

## 【佐世保出張所】



R元. 7. 13(土)～14(日)

「サマー献血キャンペーン」(佐世保市)

学生ボランティアが浴衣やはっぴを着用し、通行される方に献血協力の呼びかけを行いました。

七夕飾りなど季節感のある飾り付けが普段より華やかな雰囲気を作り出しました。

活気のある呼びかけで、暑い夏の時期の献血の必要性を多くの方に訴えました。

R元. 12. 14(土)～15(日)

「全国学生クリスマス献血キャンペーン」

(佐世保市)

冬場の献血者の増加を目指すため、佐世保学生献血推進協議会の学生ボランティアがサンタクロースやトナカイに扮し、献血ルームや最寄駅で献血の呼びかけを行いました。

地元協賛企業からの記念品やキッズルームの設置は献血者に大変好評でした。



R2. 1. 8(水)、9(木)、22(水)

「はたちの献血」(佐世保市)

新成人を迎える二十歳の若者を中心に献血をお願いするため、長崎国際大学キャンパスにおいて「はたちの献血」イベントを実施しました（8日・写真）。また、長崎短期大学（9日）、長崎県立大学（22日）において、同イベントを実施しました。

大学内イントラを活用した広報活動などを行い、若年層への献血啓発の一翼となりました。

# 8. む す び

日本赤十字社長崎県支部

事務局長 伊東 博隆

令和元年度赤十字活動の業務執行状況の概要をご報告いたします。

## (1) 国内活動

ア 長崎県支部は県内で発生した「長崎大水害」「雲仙普賢岳噴火災害」や「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」等を教訓として、赤十字に課せられた大きな使命を達成するために非常時に備え、常備救護班等の編成と救護用資機材等の整備に努めています。

平素から救護班要員に対する教育訓練を行うとともに、その資質の向上と災害救護体制の強化を図っており、管下施設新任職員並びに救護看護師の育成のために災害時の役割及び医療救護等についての研修を実施しました。例年実施される長崎県総合防災訓練等に積極的に参加し、行政機関、他の指定公共機関等との綿密な連携を図っております。訓練の中では救護班による救護所設置及び傷病者応急救護訓練、血液供給要員による輸血用血液製剤緊急輸送訓練、無線奉仕団や赤十字飛行隊による情報収集訓練、地域奉仕団による非常炊き出し訓練等を実施することで救護技術の向上に努めています。

また、第6(九州)ブロック支部が毎年輪番で実施しています日本赤十字社九州八県支部合同災害救護訓練は、沖縄県那覇市(日赤沖縄県支部・沖縄県立看護大学他)で実施し、島嶼県における大規模災害発生時の対応について、九州各県の赤十字救護班のほか、那覇市保健所等関係機関との協働による相互の連携を確認しました。

イ 県内の赤十字各地区・分区に対し、昭和58年から災害救援車を配備、昭和61年からは救援物資備蓄用倉庫を配備しております。今年度も赤十字業務推進や備蓄している救援物資の配分のための災害救援車(軽ライトバン)を県内4地区・分区に配備しました。

なお、支部においても災害救護装備として、救護資器材・通信機器・医療セット等の整備を充実するとともに、今後も更に災害救護装備の充実に努めてまいります。

ウ 今年度に募集した自然災害等の災害支援金(国内)・救援金(海外)につきましては、県民の皆様より義援金・救援金合計131件、8,470,352円の温かいご協力をいただきました。(※令和元年度においては、支部における救援金(海外)の受入は無し)

また、12月1日(日)～12月25日(水)に実施した「海外たすけあい」募金では、県内各赤十字奉仕団・青少年赤十字が参加した街頭募金やPR活動等により、県民の皆様から490件、4,050,073円の温かいご協力をいただきました。

エ 不慮の事故・病気の予防及び傷病者の手当や介護の方法など、救急法・水上安全法・健康生活支援講習・幼児安全法等の各種講習会を県内全域で実施しました。

近年、国の政策でもある「子育て支援事業の普及・拡大」に伴い、子育て支援サポーター育成や保育園・幼稚園など、各機関より幼児安全法講習の依頼が増加しています。幼児安全法では、増加する講習依頼に対応するため、新たに3名の指導員を養成しました。

救急法では、県内各地に講習を普及するため、新たに4名の指導員を養成しました。

また、県内各小・中・高等学校へ、児童・生徒への救急法教育の実施を呼びかけました。その結果、いくつかの学校から講習指導の依頼があり、自動体外式除細動器(AED)を用い

た心肺蘇生の講習指導を実施しました。

水上安全法では、小・中・高等学校、大学で着衣水泳を実施し、自分の命を守ることはもちろん、水の事故防止や対処について指導を行いました。また、消防学校で初任科職員への講習会を行うなど、水上安全法の普及に取り組みました。

健康生活支援講習では、健康生活支援員養成講習等のほかに、介護職員等養成研修の一部講義を受託指導しています。超高齢社会において在宅や介護施設で高齢者の生活を支援する介護職員の養成にも協力しています。また、高齢者サロン・各自治会等において、地域の高齢者を対象に講習を行いました。

**オ** 赤十字奉仕団の現況は、地域奉仕団31団5,262名、特殊奉仕団7団260名の合計38団5,522名となっています。

主な活動としては、各種防災訓練への参加、赤十字講習会の支援の他、九州ブロック赤十字奉仕団統一活動として、街頭にて奉仕団主体による「海外たすけあい募金活動」を実施しました。

**カ** 青少年赤十字の「加盟校の促進」「指導者の確保」「加盟校支援の強化」を目的として、教育委員会・学校訪問を積極的に継続した結果、県内の加盟校は昨年度より増加し、小中高校並びに特別支援学校のみで比較すると、加盟率は全国平均（34.9%）を越え、35.0%まで伸ばすことが出来ました。

今後は、「量」のみでなく、「質」の向上を図るために、従来のプログラムに加えて、青少年赤十字防災教育プログラムを各市町教育委員会や青少年赤十字賛助奉仕団の協力と連携を図りながら普及に努めてまいります。

**キ** 長崎原爆病院は、被爆患者の治療はもとより、二次救急病院群輪番制病院として平成12年2月より救急告示病院の認定を受け、救急医療にも積極的に取り組みました。

また、平成14年12月に長崎県地域がん診療連携拠点病院に指定され、医療従事者を対象とした講演会や市民の方々を対象としたがんフォーラムの開催、がん対象のセカンドオピニオン対応、外来化学療法室の移転改築、高精度の放射線治療装置（リニアック）の更新、P E T – C T を導入するなど、地域の中核病院としての役割も果たしています。

病院の経営管理の面では、国、県、市の援助もあって最新医療機器を整備し、充実を図ると共に、医師、医療関係者の努力と市民の方々のご理解により、令和元年度は入院患者1日約265.5人、外来患者1日平均約480.9人のご利用をいただきました。

**ク** 長崎原爆諫早病院は、旧長崎県立成人病センター多良見病院の移譲を受けて、平成17年4月1日に開院しました。

県央、県南地域の被爆者の診察と健康管理はもとより、二次救急輪番病院及び結核措置入院施設として役割を担うなど地域医療に貢献しています。

内科系病院として、地域の医療機関との連携により入院患者1日平均約99人、外来患者1日平均約124人のご利用をいただきました。

**ケ** 長崎県の血液事業は、県民各位の「生命を救う愛の献血」へのご理解とご協力により着実な実績を上げております。令和元年度においては、53,214の方々にご協力をいただきましたが、これは県総人口1,320,515人（令和2年3月1日現在長崎県異動人口）の4.0%に当たり、県内で輸血に必要な血液は県民の皆様方の献血により、全て確保できましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

昭和39年献血開始から令和2年3月31日までの県内献血者の累計では、4,422,397人に達

しております。

平成24年度から始まった新たな組織体制の下で、今後も全職員が一丸となり、献血者確保及び安全な血液製剤の安定供給を図るとともに、輸血用血液のみならず血漿分画製剤の完全国内自給を目指して、成分献血・400mL献血の推進に努力してまいります。

コ これらの赤十字運動を黙々として支え、人道・博愛の赤十字理念を実現するため、継続して「活動資金」のご支援をいただいている事に対し、深甚の敬意と感謝の意を表します。

本県の景気が低迷している中で、令和元年度活動資金目標に対し、3,449万円（18.2%）下回りましたが、これだけの成果が得られたのも、ひとえに第一線の地区長・分区長をはじめ役職員及び関係団体の方々のご尽力のお陰と感謝いたしております。

しかしながら、活動資金募集を取り巻く環境はますます厳しい状況に変化しておりますので、今後とも更なる努力をしていく所存であります。皆様方の一層のご協力をよろしくお願いします。

## （2）国際活動

世界各地において、自然災害のみならず、民族や宗教の対立などによる人道的危機が次々と発生しています。日本赤十字社は国際赤十字の一員として、難民等に対する医療支援や食糧支援などの緊急救援・復興支援と開発途上国への長期にわたる人道ニーズの取り組みを実施しています。

日本赤十字社では大規模災害が発生したとき、仮設診療所等の資機材と医師・看護師などからなる医療救援チームによる緊急対応ユニット（E R U）を現地に派遣しています。

日本赤十字社は192の国・地域にある赤十字・赤新月社のネットワークのもと、被災者や支援を求めている人々に対して迅速な救援・支援活動を展開しています。

ア 每年夏期に実施している第6（九州）ブロック支部合同の青少年赤十字海外派遣事業では、第6ブロック訪問団28名（長崎県青少年赤十字メンバー2名・指導者1名）をベトナムへ派遣しました。

### (3) 評議員会及び監査報告等

#### 1 支部評議員会

評議員会を次のとおり開催し、いずれの議案も原案のとおり承認されました。

・第1回支部評議員会 [令和元年6月11日(火) 長崎赤十字会館5階研修室]

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 報 告   | 1. 本社理事及び支部役員、評議員の異動について |
| 第1号議案 | 平成30年度事業実施概要及び歳入歳出決算     |
| 第2号議案 | 副支部長の選出について              |

・第2回支部評議員会 [令和2年2月7日(金) 長崎赤十字会館5階研修室]

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 報 告   | 1. 評議員の異動について       |
|       | 2. 令和元年度主要事業の実施状況報告 |
| 第1号議案 | 令和2年度事業計画           |
| 第2号議案 | 令和2年度歳入歳出予算         |
| 第3号議案 | 支部監査委員の選出について       |

#### 2 監査報告

・監査法人による外部監査

令和元年度において長崎県支部、長崎原爆病院、長崎原爆諫早病院で決算書及び関係附属書類について書面監査（期中・期末）及び実地監査（期中）が行われました。（実地監査は、長崎原爆病院及び長崎原爆諫早病院のみ実施）

監査の結果、各施設の会計処理に関して、監査法人から重大な指摘はありませんでした。

なお、日本赤十字社には外部監査が法定されていないものの、日本赤十字社ではこれまで予備監査等を通じて自主的に適正さを確保してきたが、従来、一般企業のみを対象としていた外部監査が、近年は公益法人のほか、社会福祉法人や医療法人にも拡大しており、社会が求める説明責任や透明性の水準が高まってきている。

については、日本赤十字社には、事業の公共的な性格に加え、運営にあたって社会の広範な理解が必要であり、財政上も寄付金や公的な補助のほか各種の非課税・減免税措置によって支えられていること等の団体としての性格からして、社会が求める説明責任や透明性の水準の高まりにあわせたより高い水準での適正さの確保が必要であることに鑑み、令和元年度所属会計から日本赤十字社において外部監査を導入するものである。

・支部監査委員による監査

令和2年6月29日(月)に長崎県支部をはじめとする各施設の令和元年度の事業内容及び各会計歳入歳出決算内容について監査が行われました。

支部事務局長及び各施設の施設長より各会計決算書及び附属明細書等関係帳票類及び事業報告の説明がなされ、適正に執行され、且つ処理されていることが確認されました。

#### (4) 令和元年度支部受付義援金・救援金受入状況

令和2年3月31日 現在

	災害名	金額	件数	受付開始日	受付終了日
義援金(国内)	東日本大震災義援金 (平成31年4月1日～令和2年3月31日分)	346,335	23	平成23年3月12日	令和3年3月31日
	平成28年熊本地震災害義援金 (平成31年4月1日～令和2年3月31日分)	677,051	8	平成28年4月15日	令和3年3月31日
	平成29年7月5日からの大雨災害義援金(九州北部豪雨) (平成31年4月1日～令和2年3月31日分)	39,283	4	平成29年7月7日	令和3年3月30日
	平成30年7月豪雨災害義援金 (平成31年4月1日～令和2年3月31日分)	340,951	8	平成30年7月10日	令和2年6月30日
	平成30年北海道胆振東部地震災害義援金 (平成31年4月1日～令和2年3月31日分)	237,169	6	平成30年9月11日	令和元年9月30日
	令和元年8月豪雨災害義援金	631,674	12	令和元年9月2日	令和2年8月31日
	令和元年台風第15号千葉県災害義援金	1,055,050	8	令和元年9月18日	令和2年6月30日
	令和元年台風第19号災害義援金	5,142,839	62	令和元年10月16日	令和3年3月31日
	令和元年度 義援金 計	8,470,352	131	—	—

※令和元年度においては、支部における救援金(海外)の受入は無し

## (5) 令和元年度一般会計並びに特別会計決算状況

### ◎日本赤十字社長崎県支部一般会計

＜收 入＞ (単位：円)

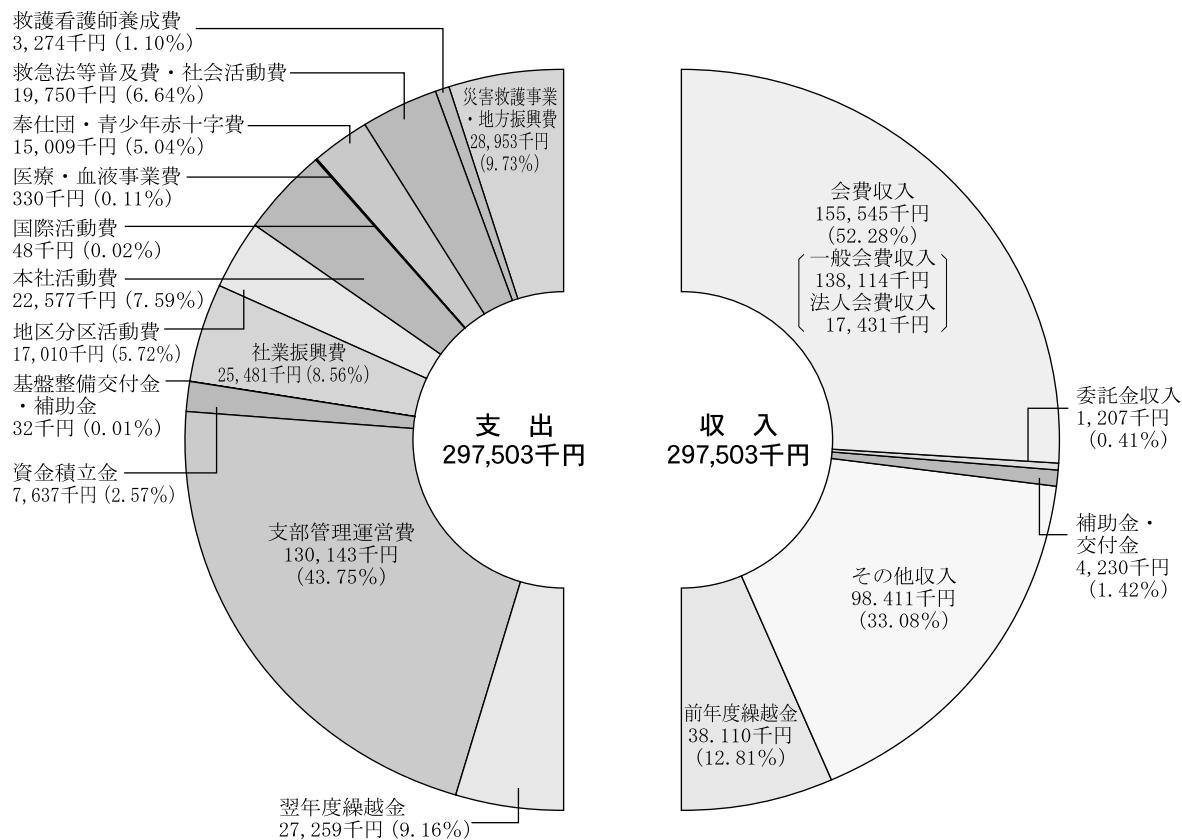
科 目	予 算 現 額	決 算 額	予算現額に比し増減
会 費 収 入	177,292,000	155,545,130	△21,746,870
委 託 金 等 収 入	945,000	1,207,548	262,548
補 助 金 及 び 交 付 金 収 入	5,031,000	4,230,140	△800,860
繰 入 金 収 入	91,616,000	90,900,142	△715,858
雜 収 入	8,020,000	7,510,816	△509,184
前 年 度 繰 越 金	13,949,000	38,109,549	24,160,549
合 計	296,853,000	297,503,325	650,325

＜支 出＞ (単位：円)

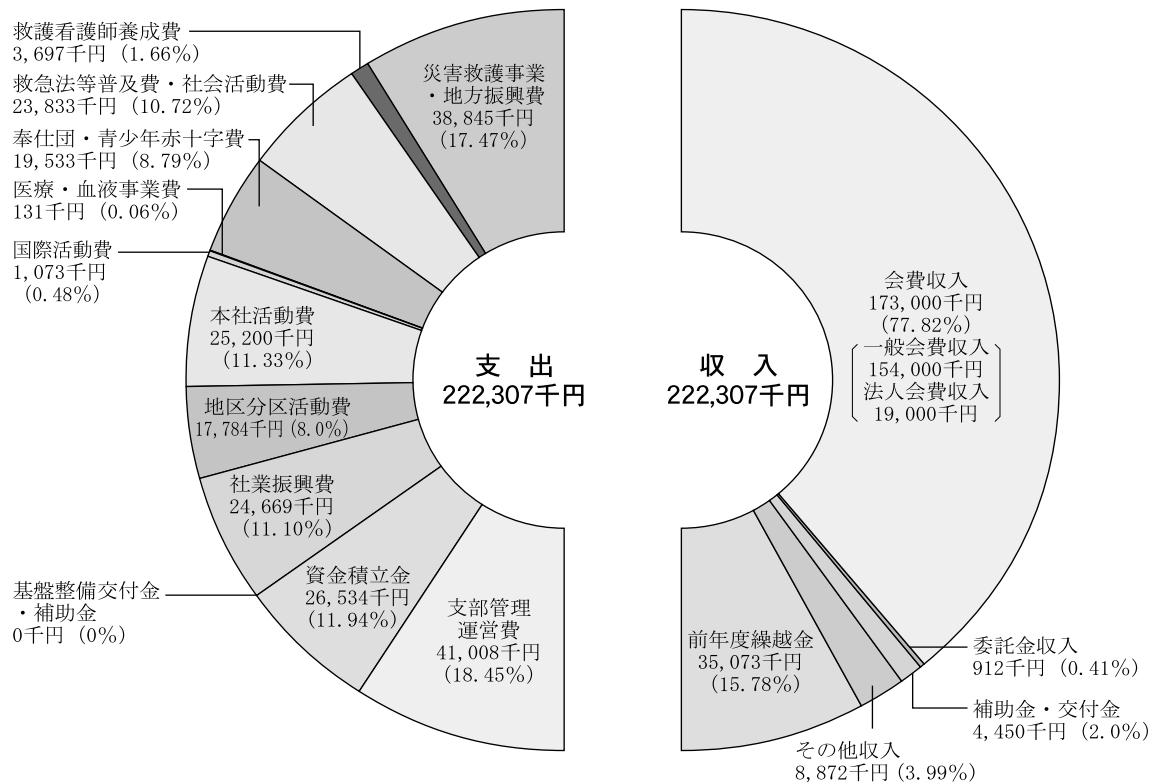
科 目	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額
災 害 救 護 事 業 費	30,747,000	29,193,839	1,553,161
社 会 活 動 費	44,261,000	35,088,335	9,172,665
国 際 活 動 費	1,413,000	48,491	1,364,509
指 定 事 業 地 方 振 興 費	3,033,000	3,033,000	0
地 区 分 区 交 付 金 支 出	17,979,000	17,009,743	969,257
社 業 振 興 費	29,712,000	25,480,730	4,231,270
基盤整備交付金・補助金支出	33,000	32,416	584
積 立 金 支 出	7,665,000	7,637,328	27,672
総 務 管 理 費	38,434,000	34,756,029	3,677,971
資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費	95,926,000	95,387,462	538,538
本 社 送 納 金 支 出	25,650,000	22,576,819	3,073,181
予 備 費	2,000,000	0	2,000,000
合 計	296,853,000	270,244,192	26,608,808

収 入 支 出 差 引 額 27,259,133 円 (翌年度繰越額)

## 令和元年度収支決算



## 令和 2 年度収支予算



◎日本赤十字社長崎原爆病院医療施設特別会計

① 収益的収入及び支出

<収入>

(単位:円)

科 目	予 算 現 額	決 算 額	予算現額に比し増減
医 業 収 益	9,494,133,000	9,430,020,441	△64,112,559
医 業 外 収 益	323,202,000	344,737,270	21,535,270
医 療 社 会 事 業 収 益	0	100,000	100,000
付 帯 事 業 収 益	54,319,000	51,802,763	△2,516,237
特 別 利 益	0	2,201,823	2,201,823
合 計	9,871,654,000	9,828,862,297	△42,791,703

<支出>

(単位:円)

科 目	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額
医 業 費 用	10,275,290,000	9,970,177,068	305,112,932
医 業 外 費 用	99,231,000	83,835,951	15,395,049
医 療 奉 仕 費 用	61,000,000	59,344,448	1,655,552
付 帯 事 業 費 用	150,544,000	129,351,357	21,192,643
特 別 損 失	317,953,000	291,854,550	26,098,450
法 人 税 等	3,132,000	767,747	2,364,253
予 備 費	20,000,000	0	20,000,000
合 計	10,927,150,000	10,535,331,121	391,818,879

収入支出差引額  $\triangle 706,468,824$  円

② 資本的収入及び支出

<収入>

(単位:円)

科 目	予 算 現 額	決 算 額	予算現額に比し増減
固 定 負 債	1,512,750,000	1,512,749,404	596
資 産 売 却 収 入	0	0	0
そ の 他 資 本 収 入	1,820,789,138	905,679,499	915,109,639
合 計	3,333,539,138	2,418,428,903	915,110,235

<支出>

(単位:円)

科 目	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額
固 定 資 產	2,870,068,138	1,958,485,227	911,582,911
借 入 金 等 債 還	463,471,000	459,943,676	3,527,324
合 計	3,333,539,138	2,418,428,903	915,110,235

収入支出差引額 0 円

◎日本赤十字社長崎原爆諫早病院医療施設特別会計

① 収益的収入及び支出

<収入>

(単位:円)

科 目	予 算 現 額	決 算 額	予算現額に比し増減
医 業 収 益	2,014,098,000	1,877,564,354	△136,533,646
医 業 外 収 益	115,677,000	105,444,709	△10,232,291
医 療 社 会 事 業 収 益	0	0	0
付 帯 事 業 収 益	34,802,000	21,577,588	△13,224,412
特 別 利 益	0	161,756	161,756
合 計	2,164,577,000	2,004,748,407	△159,828,593

<支出>

(単位:円)

科 目	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額
医 業 費 用	2,084,671,000	1,901,993,345	182,677,655
医 業 外 費 用	6,493,000	6,492,882	118
医 療 奉 仕 費 用	661,000	568,653	92,347
付 帯 事 業 費 用	37,762,000	34,879,240	2,882,760
特 別 損 失	842,000	576,323	265,677
法 人 税 等	270,000	30,282	239,718
予 備 費	5,219,000	0	5,219,000
合 計	2,135,918,000	1,944,540,725	191,377,275

収入支出差引額 60,207,682 円

② 資本的収入及び支出

<収入>

(単位:円)

科 目	予 算 現 額	決 算 額	翌年度繰越額※	予算現額に比し増減
固 定 負 債	3,498,000	3,498,000	0	0
資 産 売 却 収 入	0	0	0	0
そ の 他 資 本 収 入	86,836,000	44,873,951	3,992,044	37,970,005
合 計	90,334,000	48,371,951	3,992,044	37,970,005

※継続費（電気設備更新工事）の過次繰越

<支出>

(単位:円)

科 目	予 算 現 額	決 算 額	翌年度繰越額※	不 用 額
固 定 資 産	82,811,000	40,850,904	3,992,044	37,968,052
借 入 金 等 債 還	7,523,000	7,521,047	0	1,953
合 計	90,334,000	48,371,951	3,992,044	37,970,005

※継続費（電気設備更新工事）の過次繰越

収入支出差引額 0 円

## 9. 赤十字のはじまりと現況

### 赤十字の誕生

赤十字の創立を最初に唱えた人は、スイスのアンリー・デュナン（第1回ノーベル平和賞受賞者）です。

彼は、1859年6月24日、31歳の時、北イタリアのソルフェリーノを通りかかった時に、その地方を中心にくりひろげられていたイタリア統一戦争（サルデニア・フランス連合軍とオーストリア軍の戦い）の激戦に遭遇しました。

デュナンは、余りにも悲惨なありさまを目撃し、深く心を痛め、敵味方の差別なく、苦痛にあえぐ傷病兵の救護にあたりました。

スイスのジュネーブに帰ったデュナンは、戦争犠牲者の悲惨なありさまを「ソルフェリーノの思い出」と名付けた本を出版し、全世界の人々に人道を精神とした国際的な救護団体の創立を訴えました。

1863年2月17日、デュナンの提唱した構想を実現するため「5人委員会」がつくられ、赤十字が誕生しました。

白地に赤い十字という赤十字の標章は、赤十字思想の発案者であるアンリー・デュナンの祖国であるスイスに敬意を表してスイスの国旗の配色を逆にして作られました。

この標章は、何の宗教的な意味合いも含まれてはいないが、イスラム教国にとっては、十字がキリスト教を連想させるため普及上の支障があることに配慮し、赤新月を使用することが認められました。この2つの標章に加え、2005年12月5日～8日にスイス・ジュネーブで開催されたジュネーブ条約締結国が参加した会議で、新たな標章が採択されました。

この標章は、「白地に赤いひし形」（レッドクリスタル：仮称）を配したもので、宗教的、政治的などいかなる意味合いも排した中立を意味しており、赤盾社としてイスラエルが使用しています。表示標章としてレッドクリスタルを使用する場合は独自のマークをクリスタルの中に入れることもできます。

この3つの標章は、ジュネーブ条約によって、紛争地での救護にあたる施設や機関は中立であり、攻撃の対象としてはならないことを示す「保護の標章」として定められています。

### 国際赤十字とは

- 1) 赤十字国際委員会
- 2) 国際赤十字・赤新月社連盟
- 3) 各国赤十字社・赤新月社・赤盾社

赤十字の3つの機関を総称して、国際赤十字といいます。

- 1) 赤十字国際委員会の主な任務は
  - 赤十字の基本原則を維持・普及すること
  - 新しい赤十字社、赤新月社・赤盾社を承認し、他国の社に通告すること
  - ジュネーブ条約による任務の実施
  - ジュネーブ条約違反に関する苦情の処理
  - 政治・思想・宗教の中立を背景に戦争と内乱の際に中立機関ないしは仲介者として犠牲者の保護と援助



赤十字の創始者 アンリー・デュナン

<p>赤十字 国際委員会 (ICRC)</p> 	<p>赤十字 国際会議</p>	<p>国際赤十字・ 赤新月社連盟 (IFRC)</p> 
	<p>ジュネーブ 条約加盟国</p>	

活動の中心になること

- 戦争などによる行方不明者の安否調査
- 国際人道法の整備・充実及びジュネーブ条約の普及促進など

2) 国際赤十字・赤新月社連盟の役割は

- 平和な時の各国赤十字社、赤新月社・赤盾社の人道的活動の奨励
- 各社の事業の組織化、各社間の連絡、調整、研究、支援
- 各社の事業、特に健康の増進、病気の予防、苦痛の軽減の実施についての協力・援助・指導など
- 国際的な災害救護、開発援助事業の調整

3) 各国赤十字社・赤新月社・赤盾社は

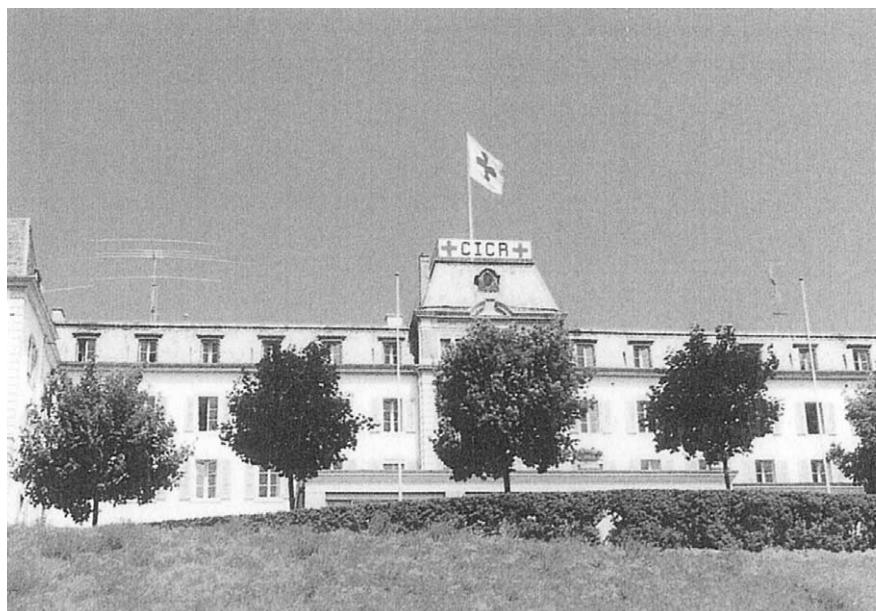
- その国がジュネーブ条約の締結国であること
- その国の政府から奉仕救護団体として正式に認められていること
- 一つの団に一つ社であり、その社を代表とする本社を有していること

上記の3つの機関が、互いに協力し合いながら、赤十字の使命を果たしています。

この3つの機関代表にジュネーブ条約締結国の代表も加えた「赤十字・赤新月国際会議」は、赤十字・赤新月運動の最高議決機関であり、原則として4年毎に開催されます。

この会議では、政治的性格をもつ討論の裁定はできません。ジュネーブ条約等について協議を行い、また国際赤十字・赤新月運動全体に関わる問題について協議します。それぞれの国の赤十字社代表と政府代表、ICRCの代表、IFRCの代表が一票ずつの投票権を持っています。

なお、2009年11月から2017年11月まで、日本赤十字社社長 近衛忠輝がアジア地域出身者として初めて国際赤十字・赤新月社連盟会長に就任いたしました。



赤十字国際委員会 (ICRC)

## 各国赤十字社・赤新月社等一覧

(令和2年1月1日現在)

国際委承認順	社名	国際委員会承認マーク	国際委承認順	社名	国際委員会承認マーク	国際委承認順	社名	国際委員会承認マーク	国際委承認順	社名	国際委員会承認マーク	国際委承認順	社名	国際委員会承認マーク	
1	ベルギー	1864	+	49	エルサルバトル	1925	+	97	タンザニア	1963	+	145	チヤド	1988	+
2	イタリア	1864	+	50	カナダ	1927	+	98	トリニダードトバコ	1963	+	146	モザンビーク	1988	+
3	スウェーデン	1865	+	51	ドミニカ共和国	1927	+	99	ブルンジ	1963	+	147	ドミニカ	1989	+
4	ノルウェー	1865	+	52	オーストラリア	1927	+	100	ベナン	1963	+	148	セントビンセント・及び グレナディーン諸島	1989	+
5	スイス	1866	+	53	インド	1929	+	101	マダガスカル	1963	+	149	ソロモン諸島	1991	+
6	オーストリア	1867	+	54	ニュージーランド	1932	+	102	ネパール	1964	+	150	セイシェル	1992	+
7	トルコ	1868	○	55	イラク	1934	○	103	ジャマイカ	1964	+	151	セントクリストファー・ ネイビス	1992	+
8	オランダ	1868	+	56	ニカラグア	1934	+	104	ウガンダ	1965	+	152	アンティグア・バーブーダ	1992	+
9	英國	1870	+	57	ハイチ	1935	+	105	ニジエール	1965	+	153	ナミビア	1993	+
10	デンマーク	1876	+	58	エチオピア	1935	+	106	ケニア	1966	+	154	スロバキア	1993	+
11	ルーマニア	1876	+	59	ホンジュラス	1938	+	107	ザンビア	1966	+	155	チエコ	1993	+
12	ギリシャ	1877	+	60	ミャンマー	1939	+	108	マリ	1967	+	156	スロベニア	1993	+
13	ペルー	1880	+	61	アイルランド	1939	+	109	クウェート	1968	○	157	クロアチア	1993	+
14	アルゼンチン	1882	+	62	リヒテンシュタイン	1945	+	110	ガイアナ	1968	+	158	ウクライナ	1993	+
15	ハンガリー	1882	+	63	シリア	1946	○	111	ソマリア	1969	○	159	バヌアツ	1993	+
16	アメリカ	1882	+	64	レバノン	1947	+	112	ボツワナ	1970	+	160	マルタ	1993	+
17	ブルガリア	1885	+	65	フィリピン	1947	+	113	マラウイ	1970	+	161	アンドラ	1994	+
18	ポルトガル	1887	+	66	モナコ	1948	+	114	レソト	1971	+	162	赤道ギニア	1994	+
19	日本	1887	+	67	パキスタン	1948	○	115	バーレーン	1972	○	163	トルクメニスタン	1995	○
20	スペイン	1893	+	68	ヨルダン	1948	○	116	モーリタニア	1973	○	164	ウズベキスタン	1995	○
21	ベネズエラ	1896	+	69	インドネシア	1950	+	117	シンガポール	1973	+	165	アルメニア	1995	+
22	ウルグアイ	1900	+	70	サンマリノ	1950	+	118	バングラデシュ	1973	○	166	アゼルバイジャン	1995	○
23	南アフリカ	1900	+	71	スリランカ	1952	+	119	フィジー	1973	+	167	ペラルーシ	1995	+
24	フランス	1907	+	72	ドイツ	1952	+	120	中央アフリカ	1973	+	168	マケドニア・ヨーグoslavia	1995	+
25	チリ	1909	+	73	アフガニスタン	1954	○	121	ガンビア	1974	+	169	ブルネイ	1996	○
26	キューバ	1909	+	74	大韓民国	1955	+	122	コンゴ共和国	1976	+	170	キルギス	1997	○
27	メキシコ	1912	+	75	朝鮮民主主義人民共和国	1956	+	123	バハマ	1976	+	171	キリバス	1997	+
28	中国	1912	+	76	ラオス	1957	+	124	バブアニューギニア	1977	+	172	パラオ	1997	+
29	ブラジル	1912	+	77	チュニジア	1957	○	125	モーリシャス	1977	+	173	タジキスタン	1997	○
30	ルクセンブルグ	1914	+	78	スー丹	1957	○	126	スワジランド	1979	+	174	グルジア	1997	+
31	ボランド	1919	+	79	ベトナム	1957	+	127	トンガ	1981	+	175	ガボン	1999	+
32	フィンランド	1920	+	80	モロッコ	1958	○	128	カタール	1981	○	176	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2001	+
33	タイ	1920	+	81	リビア	1958	○	129	イエメン	1982	○	177	モルドバ	2001	+
34	ロシア	1921	+	82	ガーナ	1959	+	130	ルワンダ	1982	+	178	クック諸島	2002	+
35	コスタリカ	1922	+	83	リベリア	1959	+	131	ジンバブエ	1983	+	179	カザフスタン	2003	○
36	コロンビア	1922	+	84	モンゴル	1959	+	132	ベリーズ	1984	+	180	ミクロネシア	2003	+
37	パラグアイ	1922	+	85	カンボジア	1960	+	133	サモア	1984	+	181	コモロ	2005	○
38	エストニア	1922	+	86	ナイジェリア	1961	+	134	バルバドス	1984	+	182	東ティモール	2005	+
39	ボリビア	1923	+	87	トーゴ	1961	+	135	カーボベルデ	1985	+	183	パレスチナ	2006	○
40	ラトビア	1923	+	88	シエラレオネ	1962	+	136	サントメ・プリンシペ	1985	+	184	イスラエル	2006	◊
41	エクアドル	1923	+	89	ブルキナファソ	1962	+	137	ギニアビサウ	1986	+	185	セルビア	2006	+
42	アルバニア	1923	+	90	コンゴ民主共和国	1963	+	138	アラブ首長国連邦	1986	○	186	モンテネグロ	2006	+
43	グアテマラ	1923	+	91	マレーシア	1963	○	139	セントルシア	1986	+	187	モルディブ	2011	○
44	リトアニア	1923	+	92	アルジェリア	1963	○	140	ギニア	1986	+	188	キプロス	2012	+
45	エジプト	1924	○	93	カメルーン	1963	+	141	アンゴラ	1986	+	189	南スードン	2013	+
46	パナマ	1924	+	94	コートジボワール	1963	+	142	スリナム	1986	+	190	ツバル	2015	+
47	イラン	1924	○	95	サウジアラビア	1963	○	143	ジブチ	1986	○	191	マーシャル諸島	2017	+
48	アイスランド	1925	+	96	セネガル	1963	+	144	グレナダ	1987	+	192	ブータン	2019	+

+ は赤十字 (157社) C は赤新月社 (34社) ◊ はイスラエル・ダビデの赤盾社 (1社)

※標章としての赤新月の向きについては、特に定めはない。それぞれの社が設立時に右向き又は左向きを定める。

## 10. 日本赤十字社の概況



主唱者  
元老院議官 佐野 常民

### 日本赤十字社の創立

日本赤十字社は、明治10年（1877年）5月1日に創立されました。これを主唱したのは佐野常民（佐賀県出身）という人で、慶応3年（1867年）と明治6年（1873年）の2回ヨーロッパを旅行して、各国に赤十字という組織があることを知りました。

明治10年（1877年）、西南の役が起ったとき、佐野常民は元老院議官でしたが、同じ元老院議官の大給恒と語り合い、ヨーロッパ各国にある赤十字と同じような組織をつくり、西南の役における両軍の傷病者を救援しようと計画したのです。そして、それを博愛社と名づけ、政府に願書を提出しました。

その願書に記された、敵も味方も区別なく助けるという趣旨は、当時の人びとになかなか受け入れられませんでした。

そこで、佐野常民は願書をもって熊本に赴き、ときの征討総督有栖川宮熾仁親王に直接、許可を願い出ました。明治10年（1877年）5月1日のことです。5月3日にいたり、有栖川宮熾仁親王が博愛社の創設をお認めになりました。

これが、後の日本赤十字社で、日本赤十字社では、佐野常民が有栖川宮熾仁親王に博愛社創設の願書を提出した明治10年5月1日を創立日と定めています。その時の博愛社の記章は、白地に赤十字ではなく日の丸の下に赤で横に一本線を引いたものでした。

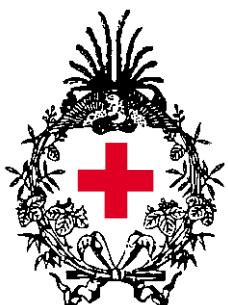
西南の役における博愛社の活動は、世の人びとを驚かせました。敵の傷病兵まで助けるということが、どうしても理解できなかつたのでしょう。

西南の役が終わると、佐野常民らは、わが国も世界の赤十字に仲間入りすることを希望し、とりあえず江戸時代の蘭学者シーボルトの長男・シーボルト男爵の援助を得て、政府にジュネーブ条約に加盟するよう働きかけました。こうして、日本政府は明治19年（1886年）6月5日、ジュネーブ条約に加盟、11月15日に公布して、ジュネーブ条約に加わることになりました。

日本政府がジュネーブ条約に加盟しましたので、博愛社も明治20年（1887年）5月20日、日本赤十字社と改めました。そして、世界の赤十字の仲間に入るため赤十字国際委員会に申請し、9月2日に承認されました。

### ■ 日本赤十字社 社 章

#### 桐竹鳳凰の社章



日本赤十字社の社章は、桐竹鳳凰の紋の中に赤十字を配したものである。

明治20年、佐野初代社長が昭憲皇太后にお目にかかった折、日本赤十字社の徽章をいただきたいとお願いしたところ、頭にさされていましたかんざしに彫りつけてある模様の桐竹鳳凰がよかろうと仰せになって、社章をきめられたといわれております。

## 日本赤十字社のしくみ

日本赤十字社は、日本赤十字社法という法律に基づいて設置された認可法人です。日本赤十字社は、毎年一定の資金を納める会員及び様々な活動を展開するボランティアによって支えられ、また事務局として事業を行う本社・支部、事業を実施する施設として病院・血液センター・社会福祉施設などがあり、多角的に赤十字事業を展開しています。



現在の日本赤十字社本社

## 会員、社員制度とは

日本赤十字社法で、「日本赤十字社は、社員をもって組織する」と規定されています。

ここでいう「社員」については、株式会社などの会社員という意味に捉えられてしまうことがあり、わかりにくさもあったため、平成29年度に日本赤十字社定款を一部変更し、「社員」を「会員」に改め、「会員をもって日本赤十字社法上の社員とする」と規定しました。

赤十字事業の趣旨を理解し、これを支持する人は老若男女を問わず、だれでも会員になることができ、また法人も会員として加入することができます。

会員は、日本赤十字社の組織の基礎をなすものです。したがって会員の増減はそのまま社業の消長に直結するものですから、一人でも多く、また一社でも多く会員に加入していただくように努めています。

2019年（平成31年）3月31日現在の会員数は、個人社員が約14.1万人、法人社員が約7.6万法人となっています。

日本赤十字社の会員は、毎年2,000円以上の「会費」を納入する義務があります。

また、会員は次のような権利を有しています。

ア 日本赤十字社の役員、代議員を選出したり、選出されたりすること。

（ただし法人会員には被選挙権がありません。）

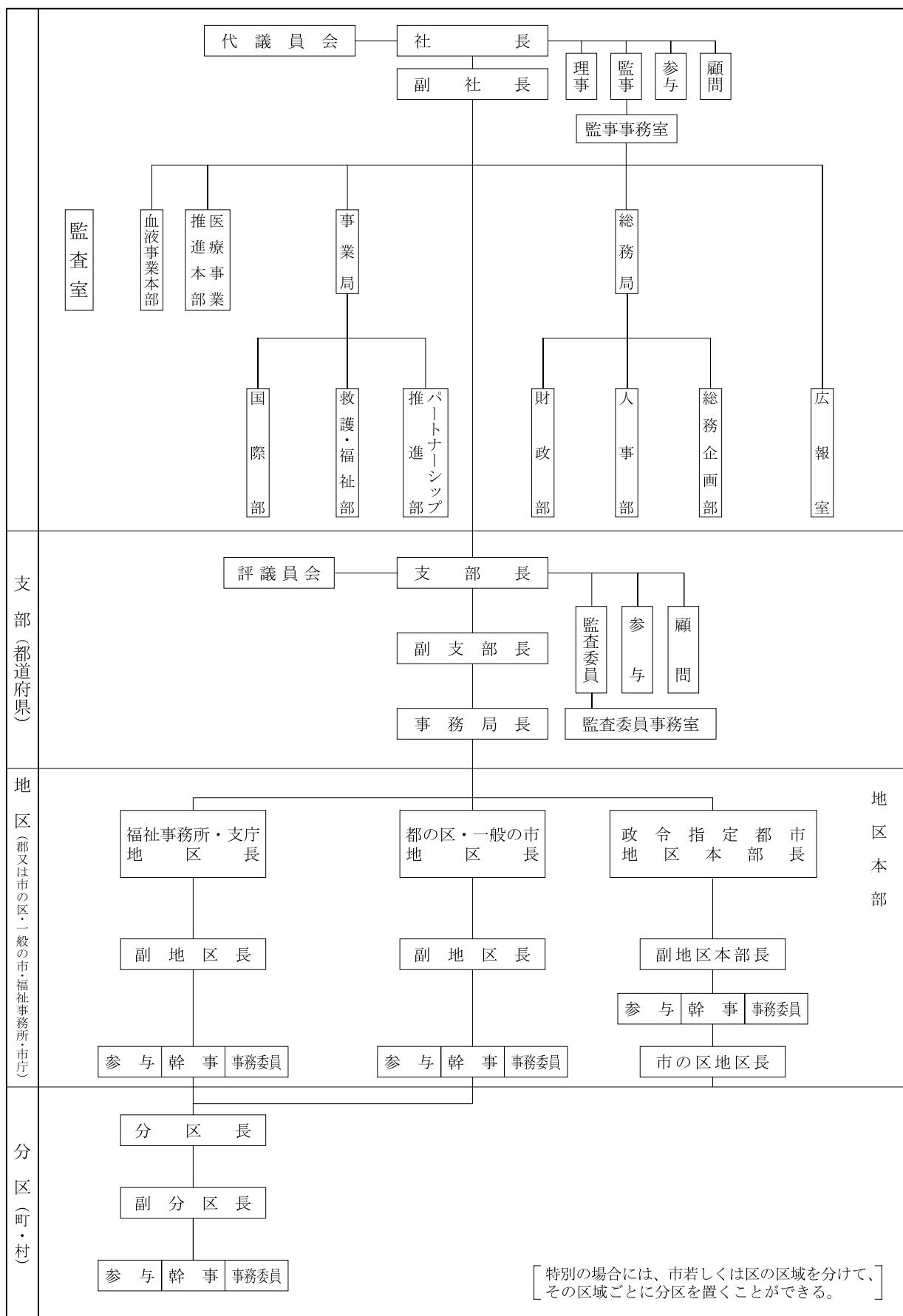
イ 每事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。

（公告をもってこれに代えることができます。）

ウ 日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

日本赤十字社の最高議決機関は、代議員会であり、会員の中から選ばれた代議員により構成されています。この代議員会において、社長、副社長、理事及び監事の選出並びに事業計画、予算・決算等の審議及び決定が行われます。

## 日本赤十字社の機構



# 日本赤十字社現勢

## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

日本赤十字社スローガン 人間を救うのは、人間だ。

赤十字の基本原則 人道・公平・中立・独立・奉仕・单一・世界性

## 1949年のジュネーブ四条約締約国

196カ国

1. 沿革	明治10年(1877) 5月1日 博愛社設立
	明治20年(1887) 5月20日 日本赤十字社に改称
	昭和27年(1952) 8月14日 日本赤十字社法制定
2. 名誉総裁・名誉副総裁(令和元年5月1日現在)	
名 誉 総 裁 皇 后 陛 下	
名 誉 副 総 裁 秋篠宮皇嗣妃殿下	
常陸宮殿下・同妃殿下	
三笠宮妃殿下 寛仁親王妃信子殿下	
高円宮妃殿下	
3. 会 員	個人 14.1万人
(平成31年3月31日現在)	法人 7.6万法人
4. 評議員	2,007人
5. 代議員	223人
6. 役員(令和元年7月1日現在)	
社 長	大塚 義治(常勤)
副社長	富田 博樹(常勤) 中西 宏明(非常勤)
理 事	61人(常勤1人、非常勤60人)
監 事	3人(非常勤)

## 7. 青少年赤十字(平成31年3月31日現在)

幼稚園・保育所	1,714校	146,184人
小学校	7,089校	1,978,405人
中学校	3,536校	968,849人
高等学校	1,911校	293,643人
特別支援学校	185校	18,370人
計	14,435校	3,405,451人
指導者	225,506人	

## 8. 赤十字ボランティア(平成31年3月31日現在)

地域赤十字奉仕団	2,126団	1,174,253人
青年赤十字奉仕団	165団	7,075人
特殊赤十字奉仕団	636団	33,341人
個人ボランティア	-	4,355人
計	2,927団	1,219,024人

## 9. 救急法等の講習

資格登録者数(平成31年3月31日現在)		受講者数 (平成30年度)
	指導者	救急員等
救急法基礎講習	11,186人	174,383人
救急法	7,087人	105,426人
水上安全法	1,593人	8,931人
雪上安全法	202人	917人
幼児安全法	2,304人	15,810人
健康生活支援講習	1,718人	11,180人
計	24,090人	316,647人
		772,421人

## 10. 看護師等の教育

施設数		一学年養成定員	
大学(大学院併設)	6	看護師	21校 1,275人
短期大学	1	助産師	6校 88人
看護専門学校	15	保健師	6校 159人
助産師学校	1	幹部看護師	1校 120人
幹部看護師研修センター	1	介護福祉士	1校 30人
計	24		

## 11. 国際活動

国際救援・開発要員派遣(平成30年度)	8カ国 のべ84人
国際赤十字・赤新月社連盟出向	2人(イスラ、マレーシア)
赤十字国際委員会出向	1人(マンマー)
国際援助額(平成30年度)	25億円

## 世界の赤十字社・赤新月社等

191社

12. 国内災害救護	
救護員数	5,899人(常備救護班要員を含む)
常備救護班	489班 3,437人
無線局	3,238局
救護車両	665台
赤十字飛行隊(特殊奉仕団)	100機
災害における救護員出動数(平成30年度)	11件 1,344人
取扱義援金額(平成31年3月31日現在)	
1. 平成30年度受付義援金(東日本大震災を除く)	302億508万9,673円
2. 東日本大震災における平成30年度受付義援金	10億869万9,805円
配分救援物資(毛布・緊急セット等)	27,806個

## 13. 医療事業

施設数		
病院	91	診療所 5
		老人保健施設 6
病床総数		35,960床(平成31年3月31日現在)
総患者数(平成30年度)		1日平均
入院		1,074万人 2.9万人
外来		1,647万人 6.7万人

## 14. 血液事業

施設数		
地域血液センター	47	ブロック血液センター 7
附属施設	172	(分置施設 5) (献血ルーム120を含む)
献血者数(平成30年度)		供給本数(平成30年度)
成分献血	136万人	輸血用製剤 1,734万本
400mL献血	323万人	車両台数(平成31年3月31日現在)
200mL献血	14万人	献血運搬車 777台
計	474万人	移動採血車 284台

## 15. 社会福祉事業

児童福祉施設数(定員)		
乳児院	8(291)	医療型障害児入所施設 3(286)
保育所	3(358)	
児童養護施設 1(40)		
老人福祉施設数(定員)		
特別養護老人ホーム(併設ケアハウス20人を含む)		8(773)
障害者福祉施設(定員)	1(50)	複合型施設 1(定員)
障害者支援施設	2	特別養護老人ホーム(110) 介護老人保健施設(100)
視聴覚障害者情報提供施設		
補装具製作施設	1	高齢者グループホーム(18) 障害者支援施設(10)

## 16. 職員数(施設数)

		職員数
本社(1)		538人
支部(47)		728人
医療事業(117)		58,979人
血液事業(231)		6,012人
社会福祉事業(28)		1,221人
計		67,478人

## 17. 会計(令和元年度当初予算)

一般会計	本社支部	110億2千万円
		189億8千万円
医療施設特別会計		1兆1,006億3千万円
血液事業特別会計		1,587億2千万円
社会福祉施設特別会計		153億3千万円

(特に断りのない統計数字等は、平成31年4月1日現在)

# 11. 日本赤十字社長崎県支部の概況

(令和2年3月31日現在)

## 支部役職員

支 部 長	中 村 法 道	馬 郡 謙 一			
副 支 部 長	宮 脇 雅 俊				
本 社 理 事	宮 脇 雅 俊				
本 社 代 議 員	宮 脇 雅 俊	馬 郡 謙 一	辻 宏 成	(欠員)	
監 察 委 員	小 林 末 文	山 根 由 之	池 田 久 美 子		
顧 問	瀬 川 光 之	河 野 茂			
参 与	中 田 勝 己	安 永 留 隆	渡 辺 大 祐	本 多 雅 幸	
	山 口 伸 一	田 川 雅 裕	妻 夫 木 敏 明	松 田 謙 治	

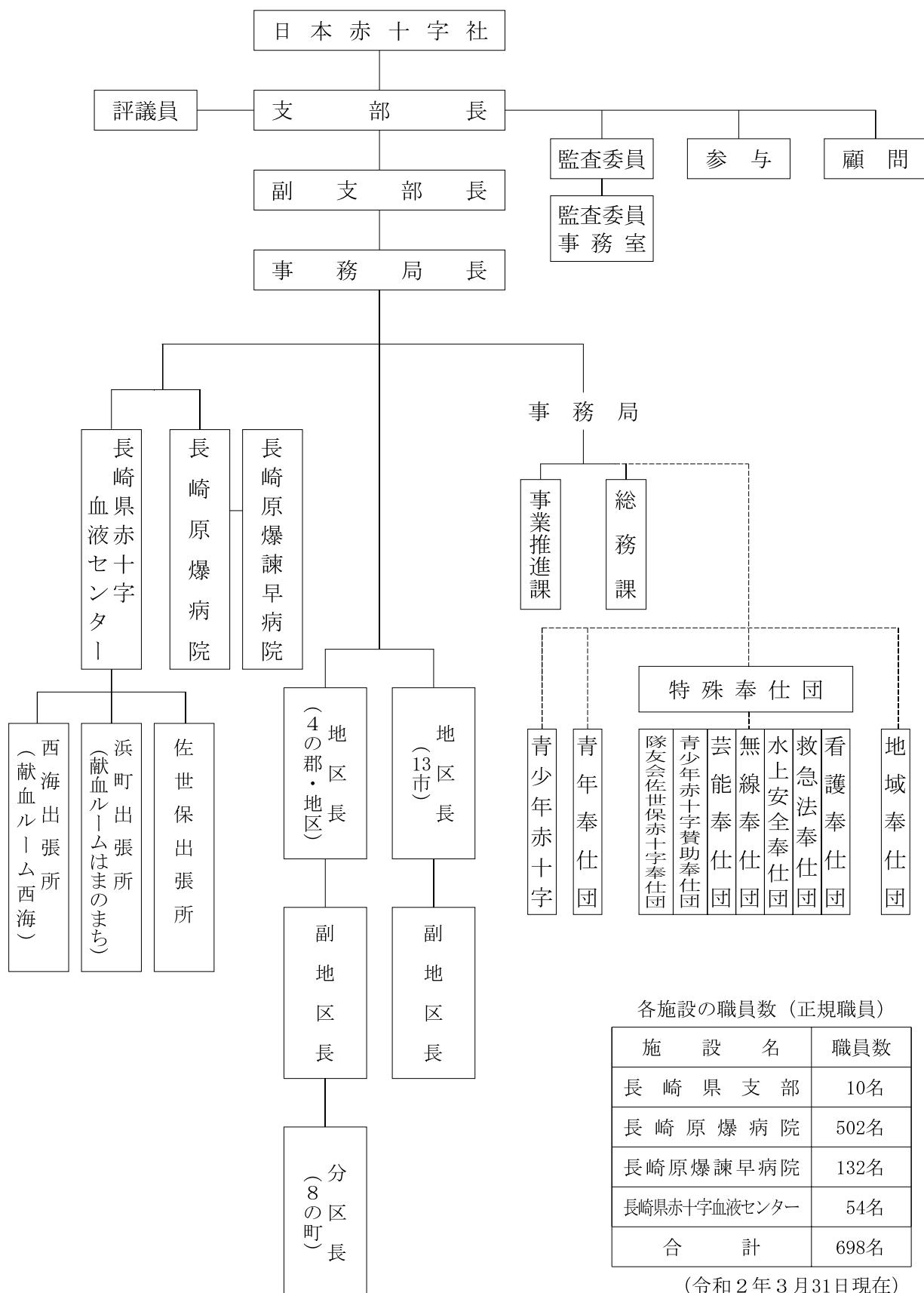
## 評 議 員

長 崎	山 口 伸 一	吉 田 茂 視	辻 郷 國 昭	馬 場 豊 子
	菊 野 寛 史	西 山 智 子		
佐 世 保	深 堀 寛 治	久 保 田 直 樹	中 村 國 昭	橋 山 良 男
島 原	古 川 隆 三 郎	小 川 学		
諫 早	宮 本 明 雄	寺 井 雄 一		
大 村	園 田 裕 史	有 川 晃 治		
平 戸	黒 田 成 彦	黒 崎 洋 介		
松 浦	福 岡 一 男	米 田 宏 哉		
対 馬	比 田 勝 尚	松 井 旦 壽		
壱 岐	白 川 博 一	末 永 榮		
五 島	野 口 市 太 郎	巻 善 明		
西 海	杉 澤 泰 彦	宮 崎 正 宏		
雲 仙	金 澤 秀 三 郎	本 多 周 太		
南 島	原 松 本 政 博	本 田 利 峰		
西 彼	彼 吉 田 義 德	中 道 靖 順		
東 彼	杵 岡 田 伊 一 郎	梁 瀬 英 賴		
北 松	浦 古 庄 剛	梁 瀬 英 賴		
上 五 島	江 上 悅 生			
支 部 長 選 出	松 藤 章 喜	平 坂 治 子	辻 宏 成	

## 支部事務局長並びに施設長

支 部 事 務 局 長	伊 東 博 隆
長 崎 原 爆 病 院 長	平 野 明 喜
長 崎 原 爆 謳 早 病 院 長	古 河 隆 二
長崎県赤十字血液センター所長	松 尾 辰 樹

## 長崎県支部組織図



# 沿革

## 長崎県支部関係

- 明治10. 3. 23 西南の役での戦傷病者を既存の長崎病院に収容し治療をしていたが、同年5月19日  
バラック建病舎4棟を建設して長崎軍団病院とした。
- 〃 10. 5. 1 博愛社創設と同時に大阪・熊本・鹿児島・長崎に支局が設けられる。
- 〃 10. 7. 1 博愛社長崎支局の委員として北島秀朝県令（知事）が委嘱された。
- 〃 10. 11. 17 西南の役での戦傷病者を長崎から大阪に全員搬送する。（船便）
- 〃 19. 11. 15 日本政府はジュネーブ条約に加盟を公布。
- 〃 20. 5. 20 博愛社を「日本赤十字社」に改める。
- 〃 21. 2. 24 日本赤十字社長崎委員部が発足、事務所を長崎県庁内に置く。
- 〃 27. 6. 8 長崎委員部を日本赤十字社長崎支部に改める。
- 大正6. 12. 長崎市新橋町1番地に支部庁舎を新築落成し、支部の事務所を移す。
- 昭和27. 10. 31 定款を改正して、「日本赤十字社長崎県支部」と改称。
- 〃 44. 4. 1 長崎市所有の長崎原爆病院敷地と長崎市新橋町の日赤所有の土地建物を交換。
- 〃 46. 10. 1 長崎市魚の町3の28（県有地）に日赤会館を建設して、支部・血液センターを移転。
- 〃 52. 11. 10 九州八県支部連合赤十字大会を秩父宮妃殿下ご臨場のもと長崎市公会堂で開催。
- 〃 55. 3. 31 日赤会館に6階を増築して会議室等に利用。
- 〃 55. 9. 30 西彼杵郡大瀬戸町雪ノ浦にベトナム難民援護施設「大瀬戸寮」を開設し、難民40名を収容。
- 〃 56. 5. 12 難民残留者9名は宮崎県支部施設に移住。第1次収容者全員転出。
- 〃 57. 7. 23 7.23長崎大水害  
本社からの救援物資及び全国から寄せられた救援物資の被災地への輸送等の活動を行う。
- 〃 59. 11. 8 九州八県支部連合赤十字大会を常陸宮妃殿下ご臨場のもと長崎市公会堂で開催。
- 〃 63. 12. 13 支部創設100周年記念式開催（県総合福祉センター）。
- 平成元. 1. 7 長崎県赤十字血液センターの新築移転に伴い、庁舎を一部改造し、講習室・会議室等を整備。
- 〃 元. 10. 1 大瀬戸寮収容定員50名を一部増設して90名の定員とする。
- 〃 3. 6. 3 雲仙普賢岳噴火大規模火砕流発生（死者44名）（日赤長崎県支部災害対策本部設置）
- 〃 6. 11. 17 九州八県支部連合赤十字大会を寛仁親王妃信子殿下ご臨場のもと長崎市公会堂で開催。
- 〃 7. 3. 31 大瀬戸寮閉所。
- 〃 7. 12. 16 雲仙普賢岳噴火活動停止と共に陸上自衛隊災害派遣隊撤収。
- 〃 10. 9. 25 九州八県支部合同災害救護訓練を南高来郡小浜町諏訪の池で開催。
- ～26
- 〃 11. 10. 18 日本赤十字社長崎県支部殉職救護員慰靈祭挙行及び慰靈碑建立。
- 〃 14. 11. 6 九州八県支部連合赤十字大会を寛仁親王妃信子殿下ご臨場のもと長崎市公会堂で開催。
- 〃 15. 11. 25 上海市紅十字会と友好交流合意書の調印式を行う。
- 〃 16. 10. 28 10月23日新潟県中越地震災害の発生により、医療救護班及び連絡調整員を新潟県  
～11. 1 小千谷市に派遣し救護活動を行う。
- 〃 18. 12. 3 九州八県支部合同災害救護訓練を島原市平成町安徳海岸埋立地で開催。
- ～4
- 〃 19. 10. 29 日赤紺綏・有功会会長協議会総会を長崎県で開催。
- ～30
- 〃 20. 11. 16 日本赤十字社長崎県支部創設120周年記念式を開催。
- 〃 22. 11. 25 九州八県赤十字大会を常陸宮妃殿下ご臨場のもと長崎ブリックホールで開催。
- 〃 23. 3. 14 3月11日東日本大震災の発生により、医療救護班及び連絡調整員を宮城県石巻市に  
派遣し救護活動を行う。

- 平成25. 3. 29 災害対応能力強化整備として、通信指令車を配備。
- 〃 25. 6. 30 災害対応能力強化整備として、救護員輸送車、ドラッシャーテント（救護テント）を配備。
- 〃 26. 9. 5 災害対応能力強化整備として、ドラッシャーテント（救護テント）用発電機を配備。
- 〃 27. 11. 29 九州八県支部合同災害救護訓練を長崎市伊王島町で開催。  
～30
- 〃 28. 2. 12 日本赤十字社長崎県支部の新築工事起工式を長崎市茂里町で実施。
- 〃 28. 4. 15 熊本地震災害（4月14日：前震、4月16日：本震）の発生により、医療救護班及び連絡調整員、長崎県赤十字防災ボランティア等を熊本県（熊本市、益城町、南阿蘇村）に派遣し救護活動を行う。
- 〃 29. 4. 24 核兵器の禁止及び廃絶にかかる国際赤十字・赤新月運動会議（長崎）をホテルニュー長崎で開催。  
～26
- 〃 29. 10. 20 長崎原爆病院の新築工事に伴い、長崎赤十字会館（日赤長崎県支部）での被爆者カルテの保管を開始。
- 〃 30. 7. 16 平成30年7月豪雨災害の発生により、医療救護班及び連絡調整員を広島県安芸郡坂町に派遣し救護活動を行う。  
～19
- 令和元. 8. 30 九州八県赤十字大会の開催を中止。（三笠宮妃殿下ご臨場のもと長崎ブリックホールで開催する予定であったが、令和元年8月豪雨災害の発生に伴い、日本赤十字社の大きな使命である災害救護を優先し、開催を中止）
- 〃 元. 8. 31 令和元年8月豪雨災害の発生により、医療救護班及び連絡調整員を佐賀県武雄市内～9. 2 に派遣し救護活動を行う。
- 〃 2. 3. 16 日本赤十字社長崎県支部（長崎市茂里町）の新築工事竣工。（支部新社屋での業務は3月1日より開始）

## 長崎原爆病院関係

- 昭和33. 5. 20 長崎原爆病院開設。（長崎市片淵町）
- 〃 36. 2. 1 増床（311床）のため増築。
- 〃 36. 4. 22 原子力放射能障害対策研究所を併設。
- 〃 36. 4. 24 昭和天皇・皇后両陛下行幸啓の栄に浴する。
- 〃 36. 6. 25 高松宮・同妃両殿下ご慰問のためご来院。
- 〃 38. 4. 20 秩父宮妃殿下ご慰問のためご来院。
- 〃 39. 12. 26 総合病院として認可される。（11科となる）
- 〃 44. 4. 1 開設当初の覚書にもとづき、経営・管理の一切を長崎市から日赤に移管。
- 〃 47. 4. 1 本館外来部分を改築して病床（360床）を増床。
- 〃 57. 11. 29 長崎原爆病院新築移転落成式。（三笠宮妃殿下のご臨席を賜る）
- 〃 57. 12. 12 長崎原爆病院入院患者を旧院から新院に移送。
- 平成2. 5. 18 今上天皇・皇后両陛下行幸啓の栄に浴する。
- 〃 6. 11. 17 寛仁親王妃信子殿下御視察。
- 〃 8. 11. 17 皇太子・同妃両殿下ご慰問のため御行啓。
- 〃 10. 4. 1 麻酔科増設。（12科となる）
- 〃 12. 2. 1 救急告示指定病院として認定される。
- 〃 14. 3. 11 オーダーリングシステム運用開始。
- 〃 14. 12. 9 地域がん診療連携拠点病院に指定される。
- 〃 15. 9. 30 大韓赤十字社大邱赤十字病院と姉妹病院の提携。
- 〃 16. 3. 31 臨床研修指定病院に指定される。
- 〃 16. 7. 26 （財）日本医療機能評価機構の病院機能評価（一般病院種別B）認定。
- 〃 18. 7. 1 DPC包括算定病院に指定される。
- 〃 19. 4. 1 看護配置基準7対1の認可を受ける。

- 平成20. 5. 20 長崎原爆病院開院50周年祝賀会を開催。
- 〃 21. 1. 13 電子カルテシステム運用開始。
- 〃 21. 3. 20 長崎DMAT指定病院に指定。
- 〃 21. 4. 1 「リウマチ科」を増設し、標榜診療科13科となる。
- 〃 21. 10. 2 (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価 (Ver. 5) 認定更新
- 〃 21. 11. 17 長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の情報提供病院として登録・開始。
- 〃 22. 4. 1 「産婦人科」を「婦人科」に改正し、「小児科」を廃止する。神経内科を増設する。
- 〃 23. 3. 14 東日本大震災の救護活動のため宮城県石巻市への救護班(長崎県支部第1班)派遣。
- 〃 23. 10. 19 フィリピン保健医療支援事業へ国際救援・開発協力要員(看護師1名)派遣。
- 〃 25. 3. 29 災害対応能力強化整備として、新型救急車(ドクターカー)を配備。
- 〃 26. 3. 1 PET-CT装置を整備。
- 〃 26. 10. 1 地域包括ケア病棟(1病棟39床)を設置。
- 〃 27. 12. 1 新立体駐車場の運用開始。
- 〃 28. 2. 12 長崎原爆病院の新築工事起工式を実施。
- 〃 30. 3. 31 長崎原爆病院新本館完成。
- 〃 30. 4. 1 訪問看護ステーションを開設。
- 〃 30. 5. 2 長崎原爆病院新本館へ移転、開院。
- 〃 31. 1. 25 地域医療支援病院に承認される。
- 令和2. 3. 16 長崎原爆病院の新築工事竣工。
- 〃 2. 3. 30 地域災害拠点病院に指定される。

## 長崎原爆諫早病院関係

- 平成16. 11. 15 旧長崎県立成人病センター多良見病院改修工事着工。
- 〃 17. 3. 31 旧長崎県立成人病センター多良見病院改修工事竣工・引渡し  
病院継承式。
- 〃 17. 4. 1 旧長崎県立成人病センター多良見病院の委譲を受け、日本赤十字社長崎原爆諫早病  
院として開設。(諫早市多良見町) 初代院長 齋藤厚(元琉球大学内科教授)  
病床数140床(一般112床、結核20床、ドック8床) (一般) I群入院基本料2  
(結核) 特別入院基本料1 職員数 117名
- 〃 17. 4. 4 外来診療を開始。
- 〃 17. 4. 17 病院開院式典を挙行。
- 〃 18. 4. 1 10対1入院基本料(一般・結核)の認可を受ける。
- 〃 18. 7. 1 睡眠医療認定医療機関の認定を取得。
- 〃 18. 7. 1 敷地内を禁煙としニコチン依存症管理料の算定開始。
- 〃 19. 1. 24 日本内科学会教育関連病院の認定を取得。
- 〃 19. 4. 1 一般病床のうち8床を亜急性病床として認可を受ける。
- 〃 19. 6. 1 7対1入院基本料(一般・結核)の認可を受ける。  
病棟の勤務体制を2交替制(3人夜勤)へ変更。 職員数 143名
- 〃 20. 3. 1 日本感染症学会研修施設の認定を取得。
- 〃 20. 6. 16 (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価(Ver. 5.0)の認定を受ける。
- 〃 22. 2. 17 医用画像管理システム(PACS)運用開始。
- 〃 22. 3. 31 齋藤厚院長退任。
- 〃 22. 4. 1 古河隆二院長就任。
- 〃 22. 4. 1 日本肝臓学会認定施設の認定を取得。
- 〃 23. 1. 11 日本消化器病学会認定施設の認定を取得。

- 平成23. 3. 19 東日本大震災の救護活動のため宮城県石巻市への救護班（長崎県支部第2班）派遣  
以後6月までに救護班3班（17名）、こころのケア1班（4名）派遣。
- 〃 23. 10. 17 オーダリングシステム整備。
- 〃 25. 3. 29 災害対応能力強化整備として、新型救急車を配備。
- 〃 25. 6. 16 (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価（Ver. 6.0）の認定を取得。
- 〃 26. 11. 10 CT装置を更新。
- 〃 27. 3. 1 地域包括ケア入院医学管理料Iの許可を受ける。3階病棟を12床地域包括病床とする。
- 〃 27. 8. 22 人間ドック健診施設機能評価（Ver. 3.0）の認定を取得。
- 〃 28. 4. 15 熊本地震の救護活動のため熊本県上益城郡及び阿蘇郡への救護班派遣。  
以後5月までに救護班3班（18名）、熊本赤十字病院支援1名派遣。
- 〃 28. 7. 1 訪問看護ステーションの開設。
- 〃 28. 8. 1 人間ドック健診施設機能評価委員会が定める保健指導実施施設の認定取得。
- 〃 28. 10. 1 入院病床の再編を行ない、一般病床51床、地域包括病床52床、結核病床20床、人間ドック8床とする。
- 〃 30. 6. 1 医師による訪問診療の開始。

## 長崎県赤十字血液センター関係

- 昭和42. 3. 1 長崎県赤十字血液センター原爆病院出張所として業務開始。
- 〃 42. 11. 1 長崎県長崎赤十字血液センターに名称変更。
- 〃 46. 4. 1 長崎赤十字血液センターとして独立。五島出張所を管内に編入。
- 〃 46. 10. 1 長崎市魚の町3の28長崎赤十字会館に庁舎移転。
- 〃 51. 3. 31 検査室・製剤室増築。
- 〃 51. 4. 1 組織に部制を設け2部4課9係とする。
- 〃 54. 4. 1 長崎県赤十字血液センターに名称変更。
- 〃 55. 4. 1 登録課設置。2部5課10係となる。
- 〃 57. 6. 10 五島出張所を廃止。
- 〃 58. 4. 1 供給課・検査課設置。2部7課10係となる。
- 〃 60. 7. 18 長崎県赤十字血液センター浜町出張所（献血ルームはまのまち）開設。2部7課1出張所10係となる。
- 〃 61. 12. 4 長崎県赤十字血液センター4階内部拡張。（検査室拡充）
- 〃 63. 7. 15 長崎県赤十字血液センター（長崎市昭和町3丁目256-11）新築着工。
- 平成元. 2. 28 長崎県赤十字血液センター完成。
- 〃 元. 3. 22 長崎県赤十字血液センター庁舎移転完了。
- 〃 2. 4. 1 採血課採血係を採血一係、採血二係に組織変更。2部7課1出張所11係となる。
- 〃 2. 11. 1 長崎県赤十字血液センター浜町出張所（献血ルームはまのまち）全面改装オープン。
- 〃 3. 4. 1 供給課供給係を供給一係、供給二係に組織変更。浜町出張所に管理係を設置。2部7課1出張所13係となる。
- 〃 3. 10. 1 供給課供給一係、供給二係を供給係、医薬情報係に名称変更。
- 〃 3. 12. 25 長崎県骨髄データセンター設置。
- 〃 6. 11. 17 寛仁親王妃信子殿下御視察。
- 〃 8. 9. 1 検査課品質管理係を設置。2部7課1出張所14係となる。
- 〃 10. 4. 1 佐世保赤十字血液センターの検査業務を長崎県赤十字血液センターに一本化、検査集中化開始。
- 〃 14. 4. 1 運営形態を変更し、長崎県赤十字血液センターを本センターとする。人事・労務・財政・会計等の管理部門を本センターに統括。

- 平成15. 4. 1 長崎県佐世保赤十字血液センターの製剤業務を集約し、本センターに一本化する。  
大村地区の供給業務を本センターで開始。
- 〃 16. 6. 27 新血液事業統一システム運用開始。(献血現場でも稼動)
- 〃 16. 10. 1 献血者本人確認の全国実施。
- 〃 17. 6. 1 福岡県赤十字血液センターへ一部検査委託。(H L A 検査)
- 〃 18. 4. 1 福岡県赤十字血液センターへ全ての検査業務を委託した。
- 〃 18. 10. 1 全国一斉に「献血カード」が導入された。
- 〃 19. 1. 16 保存前白血球除去(全血製剤)開始。
- 〃 19. 2. 1 初流血除去(全血製剤)開始。
- 〃 20. 1. 1 日本赤十字社九州血液センターで検査業務集約開始。
- 〃 20. 3. 21 日本赤十字社九州血液センターで製剤業務集約開始。
- 〃 20. 8. 21 第5回九州ブロック学生献血推進サミットが長崎市で開催された。
- 〃 21. 3. 15 糖尿病関連の検査(グリコアルブミン検査)開始。
- 〃 21. 4. 1 浜町出張所採血係を設置。2部5課1出張所9係となる。
- 〃 21. 7. 16 第45回献血運動推進全国大会が佐世保市(アルカスS A S E B O)で開催された。
- 〃 22. 1. 27 英国滞在歴に関する献血制限が緩和される。
- 〃 22. 4. 1 学術・品質情報課を設置。2部6課1出張所11係となる。
- 〃 22. 7. 18 「献血ルームはまのまち」が開設25周年を迎えた。
- 〃 22. 10. 1 献血時OCRチェックシステムが導入された。
- 〃 22. 12. 28 献血者の献血種別を問わず希望者には15項目の検査成績を通知することになった。
- 〃 24. 4. 1 広域事業運営体制の移行に伴い、日本赤十字社九州ブロック血液センターの管下施設となる。1部5課3出張所21係となる。
- 〃 25. 12. 9 長崎県赤十字血液センター採血施設をリニューアルし、「献血プラザながさき」とする。
- 〃 27. 2. 1 長崎市北部および時津・長与地区の医療機関への血液製剤の供給を直配化した。
- 〃 27. 3. 31 長崎県赤十字血液センター採血施設「献血プラザながさき」を閉所した。
- 〃 27. 3. 31 血液センターからの分画製剤の販売が終了した。(全国的)
- 〃 28. 3. 31 島原地区一部を除き、医療機関への血液製剤の委託配送を終了した。
- 〃 29. 3. 31 医療機関への血液製剤の委託配送を全て終了した。
- 〃 31. 3. 31 備蓄医療機関制度を廃止した。
- 〃 31. 4. 1 供給課を学術情報・供給課に、学術・品質情報課を品質情報課に組織変更。1部5課3出張所21係となる。

## 長崎県赤十字血液センター佐世保出張所関係

- 昭和39. 9. 1 長崎県赤十字血液銀行を佐世保市に開設。
- 〃 39. 12. 1 名称を「長崎県赤十字血液センター」に改める。
- 〃 41. 10. 24 長崎原爆病院出張所を長崎市に、大村市出張所を大村市に開設。
- 〃 41. 11. 1 長崎市に出張所を開設。
- 〃 41. 11. 1 諫早市に出張所を開設。
- 〃 42. 3. 長崎県赤十字血液センター庁舎2階増築。
- 〃 42. 11. 長崎原爆病院出張所廃止。
- 〃 43. 10. 長崎市出張所廃止。
- 〃 43. 11. 30 壱岐出張所開設。
- 〃 44. 1. 28 五島出張所開設。
- 〃 45. 7. 成分製剤室・車庫増築。

- 昭和46. 4. 1 五島出張所を長崎赤十字血液センターに移管。
- 〃 49. 11. 壱岐出張所休止。
- 〃 51. 6. 大村市出張所廃止。
- 〃 51. 7. 諫早市出張所廃止。
- 〃 54. 4. 1 名称を「佐世保赤十字血液センター」に改める。
- 〃 55. 1. 26 佐世保赤十字血液センター増改築完成。
- 〃 55. 7. 16 佐世保赤十字血液センター会議室増築。
- 〃 55. 12. 31 壱岐出張所廃止。
- 〃 58. 4. 1 組織に部制を設け2部5課7係となる。
- 〃 58. 11. 30 佐世保赤十字血液センター増築。(各室拡張)
- 〃 59. 7. 20 佐世保赤十字血液センター創立20周年記念式典。(九十九島観光ホテル)
- 〃 60. 9. 18 一階内部改造。(採血室拡張)
- 平成元. 3. 10 〃 (成分採血室増設)
- 〃 3. 3. 8 佐世保市上京町に西海出張所(献血ルーム西海)開設。  
2部5課1出張所7係となる。
- 〃 3. 10. 1 製剤課に医薬情報係を設置。2部5課1出張所8係となる。
- 〃 3. 12. 25 佐世保骨髓データセンター設置。
- 〃 4. 4. 1 西海出張所に管理係を設置。2部5課1出張所9係となる。
- 〃 6. 9. 1 佐世保赤十字血液センター創立30周年記念式典。(佐世保玉屋)
- 〃 7. 9. 20 1階、2階内部改造。(供給及び製剤事務室の移設、成分製剤室の拡張)
- 〃 8. 4. 1 業務課業務係を業務一係、業務二係に組織変更。2部5課1出張所10係となる。
- 〃 8. 11. 1 検査課に品質管理係を設置。2部5課1出張所11係となる。
- 〃 10. 4. 1 検査業務を長崎県赤十字血液センターへ依頼開始。(検査集中化)  
検査課を廃止。2部4課1出張所10係となる。
- 〃 10. 8. 4 佐世保市大塔町に新血液センター着工。
- 〃 11. 3. 31 新血液センター竣工。
- 〃 11. 4. 25 新血液センターに移転。
- 〃 11. 6. 25 新血液センター新築移転落成式典。(サンピア佐世保)
- 〃 14. 4. 1 運営形態を変更したため、名称を「長崎県佐世保赤十字血液センター」と改め、附属センターとなる。  
佐世保骨髓データセンターを廃止し、長崎県骨髓データセンターに一本化。  
総務課を管理課に変更することに伴い、経理係を廃止し、製剤課の供給係と医薬情報係を移管。2部4課1出張所9係となる。
- 〃 15. 4. 1 製剤課を廃止、長崎県赤十字血液センターと一体運営となる。  
2部3課1出張所7係となる。  
大村地区の供給を長崎県赤十字血液センターへ移管。
- 〃 23. 3. 8 「献血ルーム西海」が開設20周年を迎えた。
- 〃 24. 4. 1 広域事業運営体制の移行に伴い、名称を「長崎県赤十字血液センター佐世保出張所」と変更し、長崎県赤十字血液センターの出張所となる。2課6係となる。
- 〃 26. 3. 28 「献血ルーム西海」が新築移転する。(佐世保市上京町オレンジアベニュービル6階から4階・5階に移転)
- 〃 27. 3. 31 血液センターからの分画製剤の販売が終了した。(全国的)
- 〃 28. 3. 31 医療機関への血液製剤の委託配送を終了した。
- 〃 31. 3. 31 備蓄医療機関制度を廃止した。

# 支部装備一覧表

## 救護装備現況表

〔令和2年3月31日現在〕  
日赤長崎県支部所管

日赤長崎県支部災害対策本部

災害医療コードディネーター

常備救護班

輸送車	救急車	2
	ドクターカー	1
	災害救援車	6
	通信指令車	1
通信機器	特定小電力トランシーバー	20
	簡易業務用無線機	4
	アマチュア無線機器	(固定) 3
		(移動) 4
	日赤業務用無線機器	(基地局) 3
		(移動局) 39
	衛星携帯電話	(車載型) 2
		(可搬型) 3
	災害時優先電話	(固定) 5
		(携帯) 5
常備救護班	非常食炊飯	移動炊飯釜 5
		炊飯袋(ハイゼックス) 20,000
	医療資機材	医療セット 3
	照明機器	発電機 5
		投光器 5
	救助器具	担架/担架台 6/2
		折りたたみベッド 50
		ヘルメット 30
		携帯型メガホン 2
		NBC災害防護服(Level C) 12
災害医療コードディネーター	救護所設営	天幕(パイプテント) 12
		天幕(ワンタッチテント) 3
		エアテンント (大) 1
		(小) 1
		ドラッショテント 2
		冷暖房機器 2
		浄水器 1
		NBC災害除染用セット 1

※各施設保管分を含む

## 12. 日本赤十字社のしおり

### 会 員

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づく認可法人で、同法の規定に基づき、毎年一定の会費を納める会員によって組織され、社業が推進されています。

昭和31年3月までは、赤十字の会員はすべて個人会員で構成されていましたが、それ以降は法人会員に加入できるようになりました。

会員は、次の権利を有します。

- ① 日本赤十字社の役員及び代議員の選出とこれらのものに選出されること。
- ② 每事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。
- ③ 日本赤十字社に対し、業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

会員は、毎年2,000円以上（協力会員は、毎年500円以上）の会費を納めなければなりません。

多額の会費を納めたり、功労があった場合には、特別会員の称号や有功章が贈られます

### 特別会員章と有功章

多額の会費を納めた個人若しくは法人又は業務による功労があった個人若しくは法人が、次の事項に該当した場合は、特別会員章・有功章等が贈られます。

#### 表彰制度の概要

功労区分	功 労 基 準	表 彰 の 方 法	
		個 人	法 人
会費の拠出による功労	20,000円以上の納入者	特別会員の称号付与通知書 特別会員章(バッジ) 特別会員門札	特別会員の称号付与通知書 特別会員門札
	100,000円以上の納入者	表彰状	表彰状
	200,000円以上の納入者	銀色有功章(楯式)・略章 有功章会員門札	銀色有功章(楯式)・略章 有功章会員門札
	500,000円以上の納入者	章記・金色有功章(勲章)・略章 有功章会員門札	金色有功章(楯式)・略章 有功章会員門札
	金色有功章受章後、50万円(50万円に達するまでの分納額の合算を認める。)以上拠出の都度	感謝状	感謝状

### 厚生労働大臣感謝状

納入者区分	寄 付 の 額		
個 人	1,000,000円以上	5,000,000円未満	
法 人	3,000,000円以上	10,000,000円未満	

## 紹 綏 褒 章

納入者区分	寄付の額
個人	5,000,000円以上
法人	10,000,000円以上

## 税制上の優遇措置

日本赤十字社は税法上「公益の増進に著しく寄与する法人」と規定されており、次のような優遇措置が受けられます。

(令和2年4月1日現在)

納入者区分	措置の名称等	関係根拠法令	適用期間	措置の内容等
個人	① 特定寄付金	所得税法第78条 第2項第3号	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで）から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	② 住民税にかかる寄付金控除	地方税法施行令 第7条の17の3	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。
	③ 相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	④ 指定寄付金	法人税法 第37条 第3項第2号	毎年4月～9月末日の場合のみ	寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。
	⑤ 損金算入限度額 特例扱寄付金 (特定公益増進法人 に対する寄付金)	法人税法第37条 第4項	通年	寄付金の全額が、法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

## 献血功労章

献血者 献血回数	表彰方法
70回以上	銀色有功章（銀色ガラス盃）を贈る。
100回以上	金色有功章（金色ガラス盃）を贈る。

## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。

# 赤十字標章+の使用制限

赤十字の標章は、昭和22年に制定された『赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律』によって、赤十字国際会議で定められた諸原則に適合する活動のために使用するほかは、みだりに使用してはならないことになっています。

病院や薬店等の宣伝や救急車などに赤十字の標章を使用しているのが見受けられます  
が、この法律に抵触するので見かけたら注意してください。

## 『赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律』抜粋

- 第1条 白地赤十字の標章若しくは赤十字若しくはジュネーブ十字の名称又はこれらに類似する記章若しくは名称は、みだりにこれを用いてはならない。
- 第3条 傷者又は病者と無料看護に専ら充てられる救護の場所を表示するために、白地赤十字の標章を用いようとする者は、日本赤十字社の許可を受けてこれを用いることができる。

## 令和元年度 事業報告書

令和2年6月発行

発行所 日本赤十字社長崎県支部

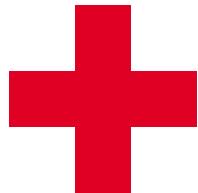
〒852-8104

長崎市茂里町3番15号

T E L 095-846-0680

印 刷 昭英印刷有限会社

T E L 095-844-0231



「人間なら誰の心にも献身的な愛情が内在するものなのに、その心でものを感じ、考え、行動することがむずかしい人間たちに、熱心に呼びかけて思い出させてくれるのは、赤十字である。」

「私たちはこの暗やみに光をともしてくれた男に深い感謝を捧げるとともに、この光を燃やし続けることをみんなの仕事にしなければならない。」

アルバート・シュワイツァー博士